

令和4年

双葉町議会会議録

第1回定例会

3月9日開会～3月16日閉会

双葉町議会

令和4年第1回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (3月9日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
委員長報告	6
行政報告	8
報告第9号	9
議案第3号から諮問第1号までの一括上程	9
議案第3号から諮問第1号までの提案理由の説明	9
町長施政方針	14
請願の委員会付託	19
散 会	19

第 2 日 (3月10日)

議事日程	21
出席議員	22
欠席議員	22
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	22
職務のため議場に出席した者の職氏名	22

開 議	2 3
議事日程の報告	2 3
一般質問	2 3
5 番 菅 野 博 紀 君	2 3
発言の取消し	3 6
1 番 山 根 辰 洋 君	3 7
4 番 石 田 翼 君	4 5
散 会	4 8

第 8 日 (3月16日)

議事日程	5 1
出席議員	5 3
欠席議員	5 3
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5 3
職務のため議場に参加した者の職氏名	5 3
開 議	5 4
議事日程の報告	5 4
日程の追加	5 4
緊急質問	5 4
議案第3号の質疑、討論、採決	5 6
議案第4号の質疑、討論、採決	5 6
議案第5号の質疑、討論、採決	5 7
議案第6号の質疑、討論、採決	5 7
議案第7号の質疑、討論、採決	5 9
議案第8号の質疑、討論、採決	6 0
議案第9号の質疑、討論、採決	6 0
議案第10号の質疑、討論、採決	6 1
議案第11号の質疑、討論、採決	6 1
議案第12号の質疑、討論、採決	6 2
議案第13号の質疑、討論、採決	6 2
議案第14号の質疑、討論、採決	6 3
議案第15号の質疑、討論、採決	6 3
議案第16号の質疑、討論、採決	6 6

議案第17号の質疑、討論、採決	67
議案第18号の質疑、討論、採決	68
議案第19号の質疑、討論、採決	69
議案第20号の質疑、討論、採決	69
発言の訂正	72
議案第21号の質疑、討論、採決	75
議案第22号の質疑、討論、採決	77
議案第23号の質疑、討論、採決	78
議案第24号の質疑、討論、採決	79
議案第25号の質疑、討論、採決	80
諮問第1号の質疑、討論、採決	81
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	84
請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決	85
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	86
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	88
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	88
閉会	89

3 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

4 双葉町告示第 2 号

令和 4 年第 1 回双葉町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 4 年 2 月 1 7 日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 令和 4 年 3 月 9 日 (水)
午前 1 0 時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2 階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 山根辰洋君
3番 作本信一君
5番 菅野博紀君
7番 高萩文孝君

2番 小川貴永君
4番 石田翼君
6番 岩本久人君
8番 伊藤哲雄君

○不応招議員（なし）

令和4年第1回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

令和4年3月9日（水曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 委員長報告 産業厚生常任委員会報告（産業厚生常任委員長）
- 日程第5 行政報告
- 日程第6 報告第9号 専決処分の報告について
専決第8号 マンホールポンプ更新等工事請負契約の一部変更について
- 日程第7 議案第3号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第10 議案第6号 双葉町副町長の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第11 議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第14 議案第10号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第11号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 石熊橋（上部工）橋梁災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第13号 土地の取得について
- 日程第18 議案第14号 土地の取得について
- 日程第19 議案第15号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 議案第16号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第21 議案第17号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第22 議案第18号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第23 議案第19号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第20号 令和4年度双葉町一般会計予算

- 日程第25 議案第21号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第22号 令和4年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第23号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和4年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第30 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第31 令和4年度施政方針
- 日程第32 請願の委員会付託
- 散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

◎開会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、7番、高萩文孝君、1番、山根辰洋君を指名します。

◎会期の決定

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、3月2日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から3月16日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告に代えさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎委員長報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第4、委員長報告を行います。

産業厚生常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

産業厚生常任委員長、山根辰洋君。

（産業厚生常任委員長 山根辰洋君登壇）

○産業厚生常任委員長（山根辰洋君） おはようございます。産業厚生常任委員会委員長、山根辰洋です。私より、閉会中の所管事務調査を次のとおり実施いたしましたので、会議規則第77条の規定により、要点のみ報告いたします。

事件名。双葉町の農業再生について、その他。

調査は、令和3年12月23日、令和4年1月7日、1月18日、2月4日、2月17日の5回行いました。

調査の内容は、当常任委員会の所管である農業振興課より町の農業再生の状況について説明をいただき、かつ農地保全管理組合員の方を対象に別紙アンケート調査を実施し、それに基づき組合の現状や課題について調査を行いました。調査の結果、営農継続に必要な担い手確保やほ場整備、農地保全管理組合の組織強化などの課題などを把握し、委員会の報告としまして次の4点を提言いたします。

提言1、発展的な農業再生に向けた予算確保。双葉町における農地再生は、ほ場整備、基盤整備が進んでいないことや、水利上流が未除染地域といった現状もあり、長期的な支援が必要であることから、発展的、投資的な支援予算確保に努めていただくとともに、国、県からの支援策の把握及び新規予算の創設などの要望を検討いただきたい。

提言2、農商工連携を通じた担い手確保。担い手の確保が喫緊の課題であることは明白であり、営農法人参入促進、移住による営農従事者の確保はもとより、中野地区復興産業拠点の企業などとの農商工連携を通じた担い手確保について検討、推進をお願いしたい。

提言3、地域おこし協力隊制度等を活用した営農体制の構築。町農業再生を優先的に進めていくため、農業振興課の体制強化を図る必要があると考えられる。長期的に携わることが可能なプロパー職員の配置を行うとともに、農地保全管理組合の組織強化のために地域おこし協力隊制度を活用するなど、多様な施策の検討をお願いしたい。

提言4、農業を支える方々を勇気づけるコミュニケーション体制の充実。農業再生に向けた多様な課題解決には、土地所有者やこれまで農業従事をしてきた核となる町民の参加が重要であり、そのような方々とのコミュニケーションを積み重ねていくことで、前向きに取組を進めていただく必要がある。そのためにも、定期的な情報発信や意見収集、意向確認を丁寧に継続することが重要であり、それらの対応を検討、推進をお願いしたい。

以上、要点を申し述べ、報告とします。

○議長（伊藤哲雄君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで委員長報告を終わります。

◎行政報告

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。令和4年第1回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

12月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

1月3日、いわき市において、令和4年双葉町成人式を挙行いたしました。震災当時小学校3年生だった新成人54人のうち20人が出席されました。代表者による「誓いの言葉」、「はたちの夢・希望」の発表が行われ、新成人としての決意、ふるさと双葉町への思いを発表されました。また、同級生代表による双葉南小学校及び双葉北小学校の校歌のピアノ演奏や郡山女子大学短期大学部による記念品の贈呈など趣向を凝らした成人式となりました。

同日、成人式終了後に双葉町賀詞交換会を開催し、多くのご来賓の方々にご出席いただき、双葉町の復興・再生を誓い合いました。

1月8日、9日の両日、夢ふたば人の主催による双葉町ダルマ市が、いわき市にある復興公営住宅勿来酒井団地イベント広場で開催されました。恒例の奉納神楽やダルマみこし、巨大ダルマ引きのほか、双葉町民俗芸能発表会、双葉町芸術文化団体連絡協議会主催の第31回双葉町芸能発表会が行われました。

双葉町民俗芸能発表会には新山芸能保存会による神楽、前沢女宝財踊り保存会による、前沢女宝財踊りが披露されました。また、第31回双葉町芸能発表会には、標葉せんだん太鼓、コーラスふたば、双葉町民謡同好会、J Aスマイル大正琴の4団体が出演し、来場者から多くの拍手が送られていました。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響によりダルマ市の開催が見送られましたが、今年は両日も天候に恵まれ、会場には県内外の避難先から訪れた町民や地域の方々が縁起物の双葉ダルマを買い求めるなど、大勢の来場者でにぎわいを見せていました。

1月20日、本年6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指して、その最初のステップである「ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊」、いわゆる準備宿泊を午前9時より開始しました。

当日は、準備宿泊の開始に合わせ、双葉警察署との共催により防犯・防災パトロール出動式を開催し、関係機関である浪江消防署や浪江地区防犯指導隊双葉分隊、町の防犯パトロール事業業務受託者

の方々へ、町民の皆さんが安心して拠点内のご自宅等で過ごすことができるよう、防犯、防災対策に向けた巡回の強化をお願いしてまいりました。町としましても、引き続き防犯、防災対策の強化に取り組んでまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。まず、専決処分の報告が1件となります。議案等につきましては、条例の制定が2件、条例の一部改正が7件、請負契約の締結が1件、土地の取得が2件、令和3年度一般会計・特別会計補正予算（案）が5件、令和4年度一般会計・特別会計予算（案）が6件、諮問が1件、合わせて24件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） 休議します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時24分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎報告第9号

○議長（伊藤哲雄君） 日程第6、報告第9号 専決処分の報告について、専決第8号 マンホールポンプ更新等工事請負契約の一部変更についてを議題とします。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 報告第9号 専決処分の報告について、専決第8号 マンホールポンプ更新等工事請負契約の一部変更についてであります。令和3年9月15日、双葉町議会定例会において議決をいただいた工事請負契約につきまして、請負金額に変更が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 以上で報告第9号を終わります。

◎議案第3号から諮問第1号までの一括上程

○議長（伊藤哲雄君） 日程第7、議案第3号から日程第30、諮問第1号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号から諮問第1号までを一括上程いたします。

◎議案第3号から諮問第1号までの提案理由の説明

○議長（伊藤哲雄君） 議案第3号から諮問第1号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第3号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてありますが、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しの一環として、町条例において定めている押印の規定を削除するため、制定するものです。

議案第4号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてありますが、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けている納税義務者の税負担等の軽減を図るため、制定するものです。

議案第5号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてありますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が廃止されることを踏まえ所要の改正をするものです。

議案第6号 双葉町副町長の定数を定める条例の一部改正についてありますが、本年6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除と町への帰還開始を控え、町民の皆さんの生活支援への対応や町の復興・再生のさらなる推進、役場機能の町内への移転など山積する町の諸課題に対応するため、副町長の定数をこれまでの1名から2名とするため、改正するものです。

議案第7号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてありますが、これは国家公務員に係る「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置」のうち、非常勤職員の育児休業等の所得要件が令和4年4月1日から緩和されることから、国家公務員の規定に準じ所要の改正をするものです。

議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正についてありますが、職員の通勤手当の額を改正するものです。

議案第9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正についてありますが、90歳以上の方への敬老祝金及び満100歳になられた方への特別敬老祝金を引き上げるために改正するものです。

議案第10号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてありますが、地域包括支援センターの職員に係る基準及び人数について、介護保険法施行規則で定める基準に従い整備するため、改正するものです。

議案第11号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてありますが、消防団員の出勤手当を廃止し、出勤報酬を創設するほか、費用弁償額の見直しや消防活動に伴う手当を追加するため、改正するものです。

議案第12号 石熊橋（上部工）橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてありますが、東日本大震災で被災し、令和元年台風19号の大雨で流失した石熊橋（上部工）の橋梁災害復旧工事に係る工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の

取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第13号 土地の取得についてであります。町道双葉インター線の道路用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第14号 土地の取得についてであります。中野地区復興産業拠点整備事業用地を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

議案第15号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第7号）についてであります。歳入歳出それぞれ80億2,581万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は330億994万7,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税は、固定資産税の償却資産分の増等により、2億8,455万2,000円を追加いたしました。

地方交付税は、震災復興特別交付税の減により、27億1,060万4,000円を減額いたしました。

国庫支出金及び県支出金は、事業費の確定等により、国庫支出金4億4,129万7,000円、県支出金6,714万3,000円をそれぞれ減額いたしました。

寄附金は、ふるさと応援寄附金などの増により、692万7,000円を追加いたしました。

繰入金は、事業費の確定・減額に伴い、公共施設整備基金繰入金、福島再生加速化交付金基金繰入金など合わせて50億5,090万8,000円を減額いたしました。

次に、歳出についてであります。事業費の確定等により多くの科目で減額補正となっておりますので、主なものについて申し上げます。

総務費は、中野地区復興産業拠点や双葉駅西地区復興拠点の整備事業費の大幅な減などにより、70億473万7,000円を減額いたしました。

民生費は、双葉町内防犯・防災パトロール事業、町内戸別巡回事業などの減により、3億6,068万4,000円を減額いたしました。

衛生費は、双葉地方水道企業団負担金の減などにより、1億4,372万4,000円を減額いたしました。

農林水産業費は、事業費の確定等により、2億2,348万7,000円を減額いたしました。

土木費は、公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより、2億1,886万3,000円を減額いたしました。

継続費補正につきましては、中野地区復興産業拠点整備事業業務委託料ほか2事業を変更いたしました。

繰越明許費は、IRU光ファイバーケーブル新設事業ほか7事業を計上いたしました。

債務負担行為補正は、双葉駅西地区公営住宅整備事業（工事）につきまして、期間・限度額ともに変更いたしました。

議案第16号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額は、13億4,919万2,000円となります。

歳入は、県支出金に特別調整交付金分の増により、30万円を追加いたしました。

歳出は、保険給付費に一般被保険者療養費の増により、30万円を追加いたしました。

議案第17号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入歳出それぞれ3億1,033万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は、16億7,217万3,000円となります。

歳入につきましては、国庫支出金は公共下水道施設災害復旧費国庫負担金1億1,454万7,000円、繰入金は一般会計繰入金1億9,578万7,000円をそれぞれ減額いたしました。

歳出につきましては、公共下水道事業費は下水道維持費1,000万円、下水道建設費533万4,000円をそれぞれ減額し、災害復旧費は公共下水道施設災害復旧費2億9,700万円を減額いたしました。

継続費補正につきましては、双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業を変更いたしました。

繰越明許費は、前田川1号雨水幹線改修事業を計上いたしました。

議案第18号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ735万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は、11億8,037万5,000円となります。

歳入は、繰入金に介護給付費準備基金繰入金735万9,000円を追加いたしました。

歳出は、諸支出金に国庫支出金・支払基金交付金の過年度分返還金2,814万9,000円を追加いたしました。

議案第19号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出それぞれ137万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は、2,731万1,000円となります。

歳入は、繰入金に後期高齢者医療保険基盤安定に係る一般会計繰入金137万2,000円を追加いたしました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金に後期高齢者医療保険基金安定負担金137万2,000円を追加いたしました。

議案第20号 令和4年度双葉町一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は211億円で、前年度比133億円、38.7%の減といたしました。

歳入について申し上げます。

町税は、固定資産税の償却資産分の増額などを見込み、昨年度比1億5,105万8,000円増の12億101万3,000円となります。

地方交付税は、震災復興特別交付税分を含む特別交付税の減額を見込んだため、前年度比17億4,093万7,000円減の22億9,298万1,000円となります。

国庫支出金は、福島再生加速化交付金の減額を見込み、前年度比88億8,828万円減の28億3,429万4,000円となります。

県支出金は、福島県地域医療復興事業補助金の増額などにより、前年度比1億8,412万4,000円増の

16億7,068万6,000円となります。

繰入金は、福島再生加速化交付金基金や東日本大震災復興基金などからの繰入金126億4,152万7,000円を計上し、各種事業に充当してまいります。

続いて、歳出について申し上げます。

議会費は、仮設庁舎における議会会議システム等構築事業の増額により、前年度比3,848万1,000円増の9,773万円となります。

総務費は、双葉駅西地区公営住宅整備事業費、仮設庁舎等整備事業費などを計上した一方、中野地区復興産業拠点整備事業費が前年度から大きく減額したことなどから、前年度比14億7,501万1,000円減の120億1,980万7,000円となります。

民生費は、双葉町内防犯・防災パトロール事業、防犯・防災総合システム整備事業などを計上した一方、中間貯蔵施設整備等影響緩和補助金や新・生活サポート交付金が大きく減額したことなどから、前年度比30億9,808万6,000円減の28億4,789万9,000円となります。

衛生費は、健康づくりに係る経常的な経費のほか、新型コロナウイルス感染症対策経費や町内医療施設整備事業費・運営費を計上し、前年度比2億7,015万7,000円増の8億5,980万3,000円となります。

農林水産業費は、営農再開支援水利施設等保全事業費や農業基盤整備事業費などを計上し、前年度比4,682万2,000円増の5億8,847万4,000円となります。

商工費は、双葉町産業交流センターに係る維持運営経費などを計上し、前年度比156万1,000円減の2億8,716万7,000円となります。

土木費は、橋梁長寿命化事業などの道路維持費、町道中田・観音堂線整備事業などの道路新設改良費を計上したほか、水処理センター整備事業費などの公共下水道事業特別会計への繰出金を計上し、前年度比4,573万1,000円減の14億9,257万7,000円となります。

消防費は、双葉地方広域市町村圏組合負担金や消防施設整備事業費、防災行政無線整備事業費などを計上し、前年度比4億3,417万4,000円増の6億4,564万6,000円となります。

教育費は、仮設校舎等管理運営費や双葉中学校体育館改修事業などを計上し、前年度比3,000万1,000円増の3億5,799万4,000円となります。

災害復旧費は、町道等の災害復旧事業費を計上し、前年度比3億3,465万円減の1億2,922万9,000円となります。

公債費は、前年度比867万円減の1億9,435万6,000円となります。

諸支出金は、福島再生加速化交付金基金積立金が前年度から大きく減額したことなどから、前年度比91億6,068万3,000円減の14億3,993万6,000円となります。

議案第21号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は12億9,286万5,000円で、前年度比1,182万6,000円、0.9%の増といたしました。

議案第22号 令和4年度双葉町公有林整備事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算

の総額は194万6,000円で、前年度比28万4,000円、12.7%の減といたしました。

議案第23号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は11億1,275万8,000円で、前年度比7億9,717万2,000円、41.7%の減といたしました。

歳入の主なものについて申し上げます。

一般会計からの繰入金は、11億1,255万3,000円となります。

次に、歳出の主なものであります。公共下水道事業費は下水道総務費に住民帰還による下水道の使用開始に伴う下水道使用料徴収業務委託料、地方公営企業法適用移行支援業務委託料、下水道維持費に下水道管路施設修繕工事、水処理センター施設維持管理業務委託料、下水道建設費では水処理センター建設工事委託料や双葉駅西側第一地区下水道施設整備事業業務委託料を計上し、前年度比2億5,185万1,000円増の9億9,012万7,000円となります。

災害復旧費は廃款となり、10億3,636万2,000円の減となります。

公債費は、前年度比1,266万1,000円減の1億2,253万1,000円となります。

議案第24号 令和4年度双葉町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は10億5,708万9,000円で、前年度比2,315万8,000円、2.1%の減といたしました。

議案第25号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は9,049万円で、前年度比181万3,000円、2.0%の増といたしました。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。現委員の橋内悦子氏におかれましては、令和元年7月から現在まで1期委員としてご活躍されていることから、このたび再任し、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。

以上、提案いたしました議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第7号の提案理由のうち、「所得要件」を「取得要件」に訂正いたします。

議案第19号の令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由のうち、歳入歳出予算の総額を2,732万1,000円に訂正いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

◎町長施政方針

○議長（伊藤哲雄君） 日程第31、令和4年度施政方針を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 令和4年第1回双葉町議会定例会が開催されるに当たり、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、明後日の3月11日で、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から、丸11年を迎

えます。当日は双葉町産業交流センターにおいて、町内では2回目となる「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行し、改めて震災により貴い命が失われた方々の御霊に対し、哀悼の誠をささげてまいります。

新型コロナウイルス感染症については、本年に入ってから従来株よりも感染力が強いと言われるオミクロン株により感染者が急増し、福島県は1月30日から2月20日までの間、県全域に「非常事態宣言」を発出するとともに、「まん延防止等重点措置」の区域も県内全域に拡大し、感染防止対策を講じていたところでしたが、終息の兆しが見えない状況が続いていたことから、さらに3月6日まで「非常事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」を延長して感染防止対策を行ってきたところです。

先週政府は、新規陽性者数が多く、病床使用率が依然として高い水準で推移している18都道府県で「まん延防止等重点措置」の期限を6日から21日まで延長することにしました。福島県は新規感染者数や病床使用率などがピーク時と比べ改善していることから再延長を要請しませんでした。引き続き予断を許さない状況にあることから療養者数を減少させ、医療提供を確実にを行い、感染者数の少ない状態が安定的に続くよう県民に基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけております。

町民の皆様におかれましては、長期にわたり感染防止対策を実施されていることに心から感謝を申し上げますとともに、今後も感染リスクの高い行動を控えるとともに、マスクの着用、手洗い、手指の消毒、3密を避けるなど引き続き基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

双葉町では、避難先の自治体のご協力の下、重症化リスクの高い高齢者の皆様から順に、当初の予定を前倒して3回目のワクチン接種に係る対応を進めております。

こうした厳しいコロナ禍の最中であっても、双葉町は復興へのスピードを緩めることなく、復興まちづくり計画（第二次）に基づき、各種事業の具現化に取り組んでまいりました。

なお、本来なら昨年挙行すべきところであった双葉町合併70周年記念式典についてではありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されたこともあり、双葉町への帰還も見据えて、令和4年度町表彰式と併せて挙行したいと考えております。

さて、令和の新しい時代も早いもので4年目を迎え、また、明日10日で、私が町長に就任してから3期目の2年目を迎えることとなります。

双葉町は、今年6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、町民の帰還、居住開始により新たな復興のステージへのスタートラインに立ち、11年間の全町避難から町民の帰還へと大きくかじを切ります。これからはまさに双葉町の未来を切り開いていくための正念場となるため、町民の皆様の生活支援をはじめ、新たなまちづくりに引き続き全力で取り組み、町の復興への取組をさらに加速させてまいります。

そのために、まず、特定復興再生拠点区域の避難指示解除要件の充足を確認するため、放射線量等の低減状況について双葉町放射線量等検証委員会による専門的な見地から検証されることが重要であると考えており、引き続き検証を重ねていただくこととしております。

一方、同区域内に帰還を希望される方が、スムーズに帰還ができるよう1月20日から準備宿泊を実施しております。3月6日現在、準備宿泊に登録している世帯は延べ20世帯となっておりますが、今後、準備宿泊や帰還を希望される方には現状の生活環境の説明と各種情報の提供を行い、宿泊される方の安全対策をしっかりと確保し、準備宿泊等に関する理解を深めていただくよう取り組んでまいります。

また、避難指示解除に向けて、町民の皆様のご意見を伺う場として、今後、国の原子力災害対策本部と共催で住民説明会を開催してまいります。双葉町放射線量等検証委員会からの報告書及び住民説明会での町民の皆様のご意見を踏まえ、議会と協議をさせていただきながら、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除の適否やその時期を判断してまいります。

なお、避難指示が解除されても、当分の間、多くの町民の皆様が避難先での生活を続けられることが予想されることから、引き続き避難先での生活支援を継続するとともに、医療費の一部負担金等の免除や高速道路の無料化の措置の継続について、国に対して強く要望してまいります。

特定復興再生拠点区域外についてであります。国へ拠点外の実施方針の提示を強く要望したこともあり、昨年8月に特定復興再生拠点区域外について「2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、避難指示解除の取組を進める」という方針が国の原子力災害対策本部にて決定されました。時間軸を示したこの方針については、従来の政府方針から一歩進んだものと受け止めておりますが、双葉町としては、町内全域の避難指示解除を求めていく考えに変わりはなく、そのことを引き続き、国に強く求めてまいります。

さて、福島第一原子力発電所においては、中長期ロードマップに基づき、廃棄物対策、汚染水・処理水対策、使用済み燃料プールからの燃料の取り出し、燃料デブリの取り出しに向けた準備などの廃炉作業が進められております。ALPS処理水については、昨年4月に国により安全性を確認、風評対策を徹底することを前提に、海洋放出する方針が示されたところです。町の復興及び町への帰還を着実に果たしていくため引き続き、廃炉の安全かつ着実な実施を国並びに東京電力ホールディングス株式会社に強く求めてまいります。

次に、現在までの復興の取組についてであります。町では、平成26年を復興元年と位置づけ、町立学校の再開、双葉町復興まちづくり長期ビジョンの策定、復興公営住宅と町外拠点の整備、中間貯蔵施設への対応、災害記録誌の発行などに取り組み、一つ一つ着実に実現してまいりました。そして震災から8年目を迎えた平成30年を復興具現化元年と位置づけ、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき「町の再興」「生活再建」「町民のきずな・結びつき」を施策の柱として各種事業の具現化に鋭意取り組み、一つ一つ実現してまいりました。

私は3期目の公約として、「町民の皆さまの生活支援策」と「町の未来を築くための施策」を掲げました。今後、公約の実現に向け、短期・中期・長期と様々な時間軸で取り組む施策の中で、解決すべき多くの課題や問題が顕在化してくると思っておりますが、それらにひるむことなく立ち向かい一つ一つ

解決していくことが、双葉町の町長である私の果たすべき使命であると考えております。

今後、「町民一人一人の復興」と「町の復興」を基本理念として策定する双葉町復興まちづくり計画（第三次）の「実施計画」や、「まちなか再生プラン」等に位置づける施策を実現してまいります。

それでは、これらの考えを基に、令和4年度に重点的に取り組む施策について申し上げます。

まず優先してやらなければならないことは、町民の皆様を守るための新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策であります。現在、変異株であるオミクロン株による感染者数が高止まりしていることから、3回目のワクチン接種が急がれております。

双葉町ではワクチン接種について、その履歴を健康管理システムに記録、保存しており、2回目接種後、7か月経過した高齢者の方から順次、接種券を送付しております。避難先の自治体との連携を強化しながら、速やかな接種ができるよう取り組んでまいります。

次に本年6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を見据えた、町民の皆様の帰還・居住に向けた主な事業に取り組んでまいります。特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除については、先ほど述べさせていただいたとおりです。

役場の庁舎についてであります。町民の皆様の帰還・居住に向けて町内で行政機能の本格的な再開をするため、現在、駅東側に仮設庁舎を整備しております。8月末からの町内における業務の本格的な再開が円滑に行われるよう執務環境や駐車場の整備を進めてまいります。

そして、町民の皆様の帰還や居住に向けた防犯対策については、防犯灯の交換を進めていくとともに、防犯カメラも再整備してまいります。また、24時間体制の町内巡回パトロールに加え、特定復興再生拠点区域内の家屋等の戸別巡回に特化した事業も引き続き継続してまいります。また防災対策の一環として新たにデジタル化した防災行政無線を整備するとともに防災カメラも再整備してまいります。

帰還支援策としましては、準備宿泊で町が指定した宿泊所を利用される方の宿泊費、そして要件はありますが、町内に所有する住宅の清掃に要する経費、帰還に要する移転費用、住宅の改修工事等に要する経費及び合併浄化槽の設置に係る費用の一部をそれぞれ助成してまいります。

さらに、特定復興再生拠点区域及び帰還困難区域の住宅敷地が荒廃し、防犯・防災上の観点から対策を講じる必要があることから、自ら行う住環境の整備と環境美化支援の一環として、居住していた世帯または土地所有者に対し、今年度は、除草剤を3本を配布してまいりましたが、来年度は配布数を増やし、最大10本としてまいります。

帰庁後のまちづくりに関する事業や施策を取りまとめた双葉町復興まちづくり計画（第三次）についてであります。座談会やまちづくりミーティングなどでいただいた意見や有識者会議・復興町民委員会の委員の方々からのご意見を反映し、策定に向け現在、鋭意作業を進めております。

また、策定された双葉町復興まちづくり計画（第三次）の実現に向け取り組むべき具体的な事業実施計画を策定してまいります。

「住む拠点」として、双葉駅西側地区内に整備を進めている災害公営住宅、再生賃貸住宅の供用開始を見据え、4月25日から6月30日まで事前登録の申込みを受け付けます。なお、申込書は4月15日からいわき事務所、郡山支所、埼玉支所の各窓口で配布いたします。住宅については、現在、福島県の代行により整備を進めており、10月からの一部での入居を予定しております。さらに拠点内2期分の用地を取得し、造成整備を行ってまいります。

J R 双葉駅東側エリアにおける、町有地を活用した公設商業施設の整備に向けた条件整理や実現性を要する基本計画を現在策定しているところです。J R 双葉駅東側エリアの再生の軸となるよう進めてまいります。

医療についてですが、帰還される住民の方々の安全・安心を確保するとともに、健康不安を払拭するため、一次医療機関として、J R 双葉駅西側に診療所を整備してまいります。

双葉町の基幹産業である農業の振興についてであります。特定復興再生拠点区域内の農地約190ヘクタールについて、6地区の農地保全管理組合が主体となり、耕起や除草等の除染後農地の保全管理作業を行っておりますが、今後も安定した保全管理作業ができるよう国、県に対して補助金制度の見直しなどを強く要望し、農地保全管理組合の活動を支援してまいりたいと考えております。

一方、町では、令和2年度に地域営農再開ビジョンを策定し、令和7年度を目途に本格的な営農再開を目指しておりますが、担い手の確保が喫緊の課題であります。農家の方が帰還され、営農を再開することが本来の姿ですが、農業者の高齢化や後継者不足など、担い手の確保が困難なことなどから農業法人等の新規参入についても検討してまいります。

また、特定復興再生拠点区域内の水田についてであります。上羽鳥地区においては、震災と原発事故による長期避難に伴い、荒廃した用排水路、暗渠排水、畦畔の復旧、均平整地等の基盤整備工事を行います。また、園芸作物による営農再開を目指すため、両竹地区に農業用施設を設置するための土地の造成と測量設計を検討してまいります。その他の地区は、明治、大正、昭和初期と行われた区画整理事業で、区画が10アールと小さく、これからの効率的な営農を考えた場合、ほ場整備・基盤整備事業が不可欠であることから農業振興の重要な柱として事業の推進に取り組んでまいります。

双葉町の商工業の振興についてであります。現在、中野地区復興産業拠点内に立地する企業については、20件、24社との立地協定を締結しております。今後も中野地区復興産業拠点に係る土地整備事業を実施し、企業立地を一層促進するため、私が先頭に立って企業誘致活動を強力に推進するとともに、立地締結企業への情報提供及び企業同士の連携強化を図ってまいります。

町民の皆様の絆の維持についてであります。避難指示の解除により、帰還される町民と帰還を希望されない町民との心のつながりが希薄になることが心配されるため、スポーツ、芸術、文化、芸能活動、各種イベントなどを通して、町民同士の絆を一層強固なものにする必要があると考えております。今後も各種団体の育成、活動に対する支援を行うとともに、特にスポーツ等の交流事業の果たす役割は大きいことから、生涯スポーツ等のイベントが町内で開催できるよう、また防災対策として災

害時の避難所等に使用できるよう双葉中学校の体育館を改修してまいります。

学校教育関係についてであります。現在はいわき市の仮設校舎において幼稚園、小・中学校ともに、少人数の学級編制による充実した教育を行っているところですが、ICTを活用した教育をさらに推進するため、本年1月から配置しているICT支援員を引き続き配置してまいります。

双葉町内での学校再開についてであります。本来なら避難指示の解除とともに、双葉町での学校再開が望まれるところですが、現在のところ若い世代の町民の帰還が未知数であるため、幼稚園、小、中学校の校舎等の施設整備については、若い世代の帰還状況や移住の状況等を見ながら、整備時期や規模感などを慎重に判断する必要があると考えておりますが、双葉町の復興は、将来を担う若い世代抜きには考えられないことから、双葉町での学校再開は欠かすことができない最も重要な課題と捉え、取り組んでまいります。

現在、特定復興再生拠点区域内では、除染に伴う建物解体、撤去が進められておりますが、貴重な古文書等については、筑波大学の協力を得て被災家屋からのレスキューを継続的に行い、保存・整理を行っているところです。また、歴史的に価値のある文化財についても、保護をしていかなければならないことから、町内の歴史的建造物である「旧田中医院」を国の登録有形文化財として登録・保護しながらまちづくり拠点施設として利用したいと考えております。

以上、町長就任以来の取組と成果並びに令和4年度の町政に臨む私の所信の一端と町政の基本方針を述べましたが、町政運営に当たりましては、引き続き議会並びに町民の皆様との対話を重視するとともに、6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除、そして町民の皆様の帰還と居住への対応並びに双葉町復興まちづくり計画（第三次）、実施計画の策定並びに具現化に向けて、職員一同全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上申し述べまして、令和4年度における施政の方針といたします。

○議長（伊藤哲雄君） これで令和4年度施政方針を終わります。

◎請願の委員会付託

○議長（伊藤哲雄君） 日程第32、請願の委員会付託。

今期定例会において本日まで受理した請願は、お手元に配付した請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので、報告します。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時12分)

3 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和4年第1回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

令和4年3月10日（木曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

5番 菅 野 博 紀 君

1番 山 根 辰 洋 君

4番 石 田 翼 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告順位1番、議席番号5番、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思います。

1番、補償・賠償について。福島第一原子力発電所事故より間もなく11年がたとうとしていますが、補償、賠償に関しては進んでいないように思います。現在、中間指針の方針で補償、賠償が行われていますが、納得できるものではありません。中間指針によらず被害状況に合った現実的な補償、賠償を東京電力に求める時期だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、補償・賠償について。中間指針によらず被害状況に合った現実的な補償、賠償を東京電力に求める時期とのおただしですが、東京電力福島第一原子力発電所事故による原子力損害賠償に当たっては、原子力損害賠償紛争審査会により、原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針が出され、原子力発電所事故による被害者の救済のために、損害を類型化して一律に賠償すべき損害や項目を示してきており、被害者の生活や事業の速やかな再建に大きな役割を果たしてきました。

一方で、事故から間もなく11年という長い年月がたとうとしていますが、いまだ東京電力においては、住民や事業者の実態に即した賠償がされていないことから、昨年11月に行われた原子力損害賠償紛争審査会の現地視察の際にも、本町を含め各町からその中間指針の見直しが要望されたところです。

しかし、1月末に開催された同審査会の場で、直ちに中間指針の見直しにつながるような類型可能な新たな損害項目や賠償の範囲などについて、特段の事実が現時点では確認されなかったとの報告がなされました。この点については、11月の現地視察の際にも、原子力損害賠償紛争審査会の内田会長から、個別の事情を踏まえた賠償額を指針に示すのは難しい。そのため、原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターを用意している。また、指針の中に反映できるのではないかという具体的な提案があれば、双葉町ではこういう損害が共通して生じているといったことがあれば、ぜひご意見をお寄せいただきたいとお話をいただいております。そのため、行政の立場としては、個人賠償の個別事案にはなかなか踏み込めませんが、中間指針へ反映できる具体的な提案ができるように情報収集に努めてまいります。

また、原子力損害賠償請求は、中間指針に基づく東京電力への直接請求、またはADRでの和解仲介、あるいは裁判という枠組みの中で行われます。おただしの中間指針によらず、被害状況に合った現実的な補償、賠償を東京電力に求めることについては、直接東京電力との合意、あるいはADRや裁判といったご主張のことだと推察しております。直接東京電力との合意の考え方自体は、共通の損害に対して救済する点で現状の中間指針と変わりはなく、被害者お一人お一人の損害は個別の事情により異なりますので、やはり同じ課題が残ることになってしまうものと考えております。

また、ADRや裁判については、資料提出や具体的な立証なども請求者である町民の方々の負担になってしまいますが、ADRでは中間指針等を基に個別の事情をしんしゃくしながら、和解手続の審理により、そして裁判では判決により個別の損害を認定して賠償額を判断していくことになります。事故から間もなく11年が経過しようとしている中で、賠償がある程度進み、多くの被害者に対しての定型的な賠償を迅速に行っていく段階から、個別の事情をしんしゃくしながら賠償していく段階へ移行しています。

いずれにしても、請求の方法は請求者のご判断で決めていただく必要があります。そういう段階にあるからこそ、請求の方法に違いはあるにせよ、東京電力は自ら課している3つの誓いを守ることは当然のこと、被害者に寄り添った丁寧な対応で、被害実態に即した賠償を行うことが大事なことだと認識する必要があります。町としましては、引き続き東京電力に対してこれらのことを強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。町長、昨日の町長施政方針のほうで、3期目の公約で、町民の皆様の生活支援策、1個目、これで僕ちょっとやってほしいなというのは、中間指針、内田会長は何の権限がある方なのか。原賠審自体があることがおかしいと僕は思っています。ましてや三権分立というのがあって、裁判も実際に言ったら中間指針を、法律でも何でもない中間指針を基礎にやっているではないですか。その10万円とかなんとかと個人個人違うようなことをやっている方たちも、そこに気がついているのかどうなのか分からないですけれども、私たちは法律上でちゃ

んとやってもらうべきだと私は思っています。中間指針をつくって、ちゃんとした賠償もしますよと、厚生労働省は、一番最初につくったときに言っていることを、国が守っていないのです。東京電力も、今の存在というのは、あの時に町長、執行部はいたかどうかは分かりませんが、経産省のほうでは東京電力の前で言ったのは福島の復興、ここら辺の復興をちゃんとしてもらうために残している会社だと。現在までにあれだけの大事故を起こして、財産があって黒字運営をしているというような実例が実を言うとなないように僕は思います。私一人で調べた中ではどうか分かりませんが、国でやっているものではない。要は株式会社、個人会社です。それを残すことによって、では我々の地域、双葉町も入ります。双葉町の議員なら双葉のことしか言えないので、双葉町の町民が、法律上の日本では守らなくてはならない法律上のきちとした賠償が受けられていないというのは、これは事実ではないでしょうか。中間指針というのは、あくまでも被害者が多いので、今、応急的にやると言ってもう11年たっているのです。その時に厚生労働省でつくった中間指針の基は、要は被害者が多いのでという話で僕らは納得していたのですけれども、今はもう避難生活の中で皆さん本当に生活が苦しい、先行きが見えないという方がかなり出てきています。そうなったときに、やっぱり町でもそこは言わないと、町で動かしているわけではないのですけれども、条例、規則ありますよね。国の法律、上位法でずっといく中で、その一番守らなくてはならないものを、日本の国と事故を起こした東京電力が守らないというのは、これはおかしいと思うのです。裁判もそう。裁判官の皆さんが、では何で中間指針を基礎にするのですか。中間指針は法律ですかといたら違うのです。そこら辺がおかしいところをやっぱり国との、個人賠償とかいろんなのは分かりますけれども、町に言っているのは。立ち入れないと。その基礎をちゃんと言っていたきたいなと。これだけ国に協力しているこの地域、これだけ我慢している私たちの地域の人たちに対して、田舎者だからというようなばかにしたような対応は勘弁していただきたいなと。

あと、僕はダルマ市で前復興代表に会ったときに直接言われました。公の場ではないですが、
「賠償は払い過ぎですから」と。いかに思いますよ、僕。普通に考えてそんなこと平気で言えるような、元復興代表ですよ。それでもやっぱり当町町民とか我々の地域の方々は我慢しなくてはならないのかなと。ぬくぬくとやっているような会社ではないのですよ、町長。それであれば国有化してもらって、一気にうちの双葉町民と、我々の復興に国として関わってくるのが僕は大事なのかなと思います。今、ウクライナ、ロシアで今戦争をしていて、電気のほうも原子力発電所を動かさないと、ちょっと日本もまずいのかなという議論が出てきていますよね。平気で今度どういうふうに出てくるか分からないのが東京電力ではないですかと思うのです。万が一、では国の方針だから動かしますよと。いったときに、前の責任も取れないときに原子力発電所という、本当に使い方を誤れば大変なまた事故につながる可能性があるところに対して、もうちょっとこの賠償、補償に関しては法律上でやっていただきたい。裁判官の皆さんたちも法律上でやっていただきたい。上乘せとかなんとかではなくて、中間指針は法律なのですかと。いったときに、法律でも何でもないので我々地域の人間が苦しんでい

るという現状を見たときに、そういう交渉も国とはしていただきたいし、逆に言えば、裁判官の皆様にもそれをちゃんとお伝えしたいなど。裁判官も見に来てもらって現状で改めて。法律の番人ですから、あの人たちは。法律の番人が、国がつくった中間指針という法律ではないものを基礎にやっているということ自体が私は間違っていると思うのです。そして、私たち双葉町民とか地域の人たちは、要は日本の国民ではないと思うようになってしまいますよね。納税の義務も何もなくなってしまうので、そこら辺はどういうふうにお考えか、町長、お伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まさに中間指針に関しては法律ではないというのは、これは私も承知しているところでございますが、震災以降、中間指針の考え方が、やはり定例化しているというのは現状です。そういった部分で、中間指針を変えなくては、この賠償に関して状況が変わらないというのも事実だと思っています。一方で、生業裁判であったり福島で裁判が行われたもの、いわゆる最高裁の第2小法廷、第3小法廷の判決が確定しました。これは、両方とも最高裁判所において東京電力から集団訴訟の上告を退け、中間指針を上回る賠償額を命じた高等裁判所判決が確定したと。これにより町民全員がその増額分を受け取ることができるように取り組んでいくことは、今後、町としてやらなくてはならないことだというふうに理解しています。詳細については分かりませんが、報道によりますと、今回の最高裁判所第2法廷の決定は、福島、千葉、前橋の各集団訴訟の高等裁判所の判決で、中間指針を上回る賠償額を東京電力に命じました。中間指針を上回る損害はなく、賠償額が高過ぎるとして、東京電力が最高裁判所に上告していたものを退けたものです。最高裁判所が東京電力の賠償責任を認めたのは初めてとなります。これにより中間指針が被害実態に見合っていないという実情を最高裁判所が認めたことになり、今後原告だけにとどまらず、我々被害者全体も同じ被害を受けていることを最高裁判所は是認したとして、中間指針の見直しが必要ではないかと報じられているのが先般報じられております。中間指針の見直しについては、本町においても原賠審へ要望を続けているところであり、今回は裁判による賠償請求ですので、その効果は、訴訟に参加した住民の賠償額が上乘せされることとなりますが、当該訴訟に参加していない住民には賠償額の上乗せはありません。しかしながら、この3つの集団訴訟の状況を踏まえて、町としてはこういうふうなものに関して類型化するとともに、水平展開というふうな取組をしていくべきだろうと私は考えております。これは内部調整が必要ですが、郡内の各自治体、この被災を受けたと思われる各自治体に関して連携の取組をして、全体的な水平展開をできるようにすることが今回の最高裁の判決に担うような状況になるのではないかと、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今年の夏にも同じような方向性の裁判が進んでいるというのは、聞いてはいるのですが、ただ町長、これは本当に僕が納得いかないのは、中間指針という要らないもので、

今までの、今は内田会長、前の田中さんでしたか、田中会長さんとかいますけれども、この人たちは何者なのかなと僕は思うのです。法律よりすごいものをつくってしまう人たちが、今まで私たち被害者に対して、何でこの人たちにそんなことを言われなくてはならないのかなと。逆に言えば、今までの原賠審の方々の発言に対して、その方々に、日本の法律と照らし合わせたときに、責任があるのではないかと思っています。今の内田会長にしてもそうですけれども、変えられない云々の前に、あなたたちは何を議論しているのですか。あなたたちに何でそんなこと、あなたたち法律家であっても何にしても、法律でやるべきではないかというのが、原賠審の方が言った結果だと思うのです。今までこの11年間さんざん、この原賠審の方々がいろんなことを言ったおかげで、いろんな面で、賠償に関しても止まってきた部分、あと東京電力の、今町長の答弁にもありましたけれども、払い過ぎだということは、東京電力の内部でそう思っているのです。では、自分だったらどうなのだとしたときに、その会社にあの原子力発電所の収束を任せられるのか、こういう発言が出てきたときに、東京電力さんはやっぱり財産を整理した中で、国がもう収束とかそういうものには着手するべきだと思うので、そこら辺はもう本当に、賠償、補償についてもそうですけれども、そういう話もぜひ国としていただきたいなと思います。戻る戻らない問題でいろんな面でありますけれども、そんな中で、東京電力が廃炉作業とかなんとかしているものに対して信用ができないと思いますけれども、町長、そこら辺はどうですか、お答えいただきたいのですけれども、東京電力に任せるよりも、国として、国策として廃炉作業をしてもらったほうが、今現在も廃炉作業にしてもその賠償にしても、言い訳と、訳の分からないことを言い始めた会社が、そこまでできるのかと僕は不安に思っています。その辺どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

まず、東京電力を国有化するというふうな話であります。実情、もう東京電力に資本が国から入っているということで、実質国有化されていると等しいと私は感じております。さらに、信頼できないというふうなお話でありましたが、信頼できないということではなくて、東京電力が責任を持ってこの廃炉に向かった取組をしなければ、一方で東京電力そのものが、この廃炉を収束することができなかったとするならば、では誰がやるのかと。どこでできるのかと、そういうことも踏まえたときに、これはしっかりと東京電力に取り組みさせることによって、最後まで結果を出させるということが、本来の東京電力の責任の取り方だと私は感じております。そういったことで、今議員おただしの件に関しましては、私は、やはり原因者である東京電力がしっかりと最後まで責任を持って取り組む、そういうふうなことをさせるべきだし、それをできないとするならば、もし東京電力では駄目だということになってしまったら、ではどこの誰がその代わりにこの廃炉に取り組むのかといった場合に、これは非常に難しい問題になってくると思っていますし、責任ある者が責任を取って最後までしっかりとこの事故の収束に取り組むというふうなことを私はさせるべきだと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 2番目の質問に入りたいと思います。

双葉町復興について。令和4年6月以降の特定復興再生拠点区域の避難指示解除に向けて町内の工事が進められていますが、令和3年度の工事で、国発注、県発注、町発注などで問題なく進んでいるのか。また、双葉町への帰還希望者は何名いるのかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、双葉町の復興について。令和3年度工事において問題なく進められているのかとおたただしですが、令和3年度町発注工事につきましては、令和4年6月以降を目標とする特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除及び住民帰還の開始、並びに同年8月末の役場仮設庁舎での業務開始などに向けて、道路災害復旧工事、下水道災害復旧工事、道路改良工事、中野、駅西地区の復興拠点整備事業、仮設庁舎建設工事等などがあり、繰越し予定工事を除いて工程的には順調に進めておりますが、工事実施に伴いまして工事ごとに様々な問題があり、一つ一つ課題を解決しながら完成に向けて進めているところです。また、国や県発注工事については、幾つかの問題があった際は報告を受けており、対策を講じるよう求めています。

次に、双葉町への帰還希望者についてのおたただしですが、明確な意思確認は取っておりませんので、帰還希望者数は把握できておりません。しかし、現在1月20日から開始された準備宿泊により、解除までの期間を通じて、準備宿泊に登録されている世帯は4世帯7人です。また、令和4年2月末日までに準備宿泊に登録されている4世帯を含めた15世帯から双葉地方水道企業団に上水道の給水使用開始の申込みがあり、当該企業団で順次給水を進めているところです。町としましては、少なくともこの15世帯については、おおむねご自宅での生活環境が整うこととなりますので、居住する意向があるものと考えております。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時27分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） すみません。実を言うと、国発注、県発注、町発注でいうと、大きく言うと除染作業ありますよね、解体作業とか、もうちょっとルーズなのかなという部分があります。あと、県発注に関しては、ばらして聞くと高架橋でしたか、陸橋というかありますよね。あれができるのは多分3月31日が納期だと思うのですけれども、分からないのですけれども、いつぐらいなのかという、いつぐらいの工期なのか、完成は予定どおりできるのかというのか。これ町に聞くことではなくて、

分からないというのであれば、国とか県のものに対してはお答えしてもらわなくてもいいです。

あと、町発注も、事実公の場で言わせてもらおうと、すごくもう一時帰宅する人も、あそこで仕事をしている人もすごくひどいことをやられている。看板も何も出さないで、車を止めて道路で荷物を降ろして、通行止め許可を取っているのかという話をすると、取っているけれども、それは提示しなくては駄目ではないですか。警備員さんもいなければ、例えば本当に通行止めだったら、いろんなポールとか置いたり、そういうのがなされていないところが非常に目立ちました。普通であれば、これ終わったことなので、あまり長々とは言いたくないのですけれども、工事発注者であれば、個人情報があったとしても、その敷地を持っている人たちが手紙1本出すべきではないですか。営業しているところにも知らん顔して、どこからも入れないような状況にしまったり、そういうものをやっぱり町として国にも県にもきちっと言ってほしいのです。今もう自由に入れるところがある中で、それによって事故が起きたり、それによってわざわざ遠くから来て自分の敷地に入れなかったりというようなことを何で考えないのかなと。特に町発注工事が急ピッチで行われていることによって、そういうものが出てきていると思うので、そこら辺はちゃんときちっと管理できるように。あと、行政としてちゃんと回ってもらって、町の職員でも県発注でも国発注でも、ちゃんと注意できるような体制を取っていただきたい。

あと、帰還希望者です。今事実上4世帯がいらっしゃるということなのですけれども、そういう方に何が不自由かとかそういうものを、やっぱりいろんな面で試験的に聞いてもらうことも大事だと思うし、何が必要で何があれなのかというの、今後帰還する人たちが、やっぱりお金をかけて帰還したのに帰るような状況ができては困るので、そこら辺をちょっと考えてほしいなと、そういう発信も町としてしなくてはならないのかなと思います。それはお願いしたいです。

あと、工事、本当にあまり急ぎ過ぎるよりも、時間はもうかけてもいいのかなと。ここまで11年たっているんで、解除は解除しても、工事自体は納期、納期というよりも、いろんな事情があると思うのです。だから、そこら辺は、発注とかそういうのはちょっと行政としては大きな目で見たいなというのが、ちょっとそこら辺。そこら辺とは何を言っているか分からないのですけれども、そこら辺をできるのかできないのか、よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

先ほどJR常磐線の、あそこに関してはオーバース、これは後ほど建設課長のほうから説明させます。

あと今、工事を請け負った業者の道路使用許可願とか、いろいろな通常やらなくてはならないルールにのっとった対応がなされていないという指摘だったと思います。こちらはしっかりと事実確認、確認をさせていただいて、その元請といたしますか、取得をした業者を呼び出しまして注意をしたということと、さらにその後2週間の指名停止をしております。そういったことで、今後再発防止に対

してはしっかりとやるようにということで、私の口からしっかりと注意をさせていただきました。

あと、準備宿泊の今されている方たち、今現状住んでいる状況で何が不足しているのか何が不十分なのか、これはしっかりと把握をさせていただいて、できるものばかりではありませんけれども、なるべくできるものから対応していくようにしていきたいと思います。

あと、工事をしっかりとやる意味で、そんなに焦るといふか急がなくてしっかりとやればということですが、工事そのものに関しては、しっかりと工程管理も含めてそういうふうなスパンでできると。いろいろな不測の事態も含めて検討はしているはずでございますから、そのような中でしっかりと取り組んでいただきたいと、そういうふうにやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員の再質問についてご説明申し上げます。

シンボル軸のJR横断部分の高架橋の完成時期なのですが、福島県からは令和7年度に全線開通と聞いてございます。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 帰還希望者がいるのは実際確かですし、あれですけども、今まだまだ僕から言うと、帰還できるような状況ではないと思います。学校もない、病院も。一番は病院なのですけれども、例えば救急車で運ばれました、富岡まで行きました、ではちょっとここではもう無理だよとなったときに、ではどこにヘリコプターで飛んでいくのかなと。そういうときのこととかそういうのを考えると、迎えに行つて何とかという面でも、いろいろな面でまだまだ帰還という希望が出せる状況ではないのかなと思っています。だけれども、これいろいろな団体と、町には商工会もあります。あと、医者でいえば、厚生病院は今ないですけども、医師会とそういう連携を取って、少しでもそういう方々に幸せな生活をしていただきたいと思いますので、そこら辺はいろいろな団体との連携を要望いたしまして、2番に対しては終わりたいと思います。

3番の双葉町の除染についてに入りたいと思います。双葉町内の除染については、町は全域除染を求めています、国が示した方針は全域除染ではありません。また、山林除染についても方針が示されておらず、雨などにより除染した区域が再汚染されかねません。汚染させたのは我々双葉町民ではないと思います。国ができないのであれば、原因者である東京電力が責任を果たすのは当たり前だと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町の除染について。双葉町内の除染についてのおたただしですが、現在、平成29年9月に内閣総理大臣に認定されました双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、本年の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目標に、復旧、復興に取り組んでおります。一方で、昨年8月に国の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合にて、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、帰還意向を個別に丁寧に把握し、特定復興再生拠点区域外の避難指示

解除の取組を進める方針が示されました。しかし、帰還意思のない住民の方々や行政区が管理されている土地などの取扱いについては課題として残っております。町としましては、閣議決定されております復興創生帰還後における東日本大震災からの復興の基本方針の中で、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興再生に責任を持って取り組むとの国の決意のとおり、国には帰還困難区域全域を避難指示解除するために必要な除染、解体をこれまで求めており、その考えは変わっておりません。放射性物質汚染対象特措法に基づき、除染特別地域における除染作業については、国で責任を持って実施することと認識しておりますので、再汚染をさせない措置等、具体的な除染方法については今後国と協議を行い、引き続き強く求めてまいります。

また、東京電力の責任といった点に関しましても、原子力発電所の事故原因者としての責任を果たすことを強く求めていく姿勢は今後とも変わりありません。東京電力へは昨年10月に要望書ではなく、より強い要求として要求書を提出しております。要求書においても甚大な被害を招いた責任を強く自覚し、各課題に確実に取り組むことを明記しており、町として強く要求いたしました。いずれにしても、除染につきましては、国が責任を持って進めるものと認識しておりますが、国、東京電力に対し、双葉町の復興に向けた取組を確実に進めるよう強く求めてまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 答弁ありがとうございます。町長、これはもともとは中間貯蔵施設を受けたときの約束というので、あの時に双葉全域を除染してもらえるような話を国からされたのは僕の記憶違いかどうか分からないのですけれども、まずどこかのタイミングでは、双葉町全域を除染しますよということを国が言いましたよね。その中で、1回言ったことをまた覆してしまっているというのが非常に悔しい。どっちで言おうかなと思っていたのですけれども、普通に復興のというか解除が6月以降になっていますよね。我々はうちがあるのに、解除されても帰れないという方もいらっしゃるのです。ということはこの除染が進まない。ましてや、あとうちも解体してさっぱりしたいという方もいらっしゃいますし、そういうものを置いて進むのはどうなのかな。何が解除だと僕のところ批判される方もいますけれども、確かに言っていることは間違っていないのです。だから、この全域除染というのは、石熊地区が一番最初に要望書を持ってきていただいて、議会と双葉町に出しましたよね。その中の内容だって、もともとは石熊地区は、自分は双葉町を除染するために、あそこに置場でも何でも提供するから頑張ってくれ早くやってくれという思いがあったのです。ところが、その協力した地域に関して、行政区として区長が一生懸命そういうふうにやろうよと、双葉のためだよという気持ちを国は踏みにじっているのかなと私は思うのです。本当に1件1件で言えば、たまたま最初に、今回も要望書が上がってきていますけれども、石熊地区の方々がそうやって協力して一体になって固まったから、要望書もみんな出てきたとは思いますが、そういうものはどうなのかな。さっきもあれですけれども、国民を裏切っているのは国なのかな。ましてや原因者の東京電力が、では廃炉作業だけではないでしょうと。片づけも自分たちでやりなさいということになると思うのです。そうい

うときだけ国が出てきて、調子悪くなると今度は東京電力が出てきている。だったら、僕はさっきの話になってしまいますけれども、国がもうひとまとめにやっていただいたほうがいいのかなと。東京電力の偉い人たちが変な発言をしたりなんかするというのは、あの人たちにはその権利がないと思うのです。そこら辺は、方針的には除染は全域にさせていただけるように町で動いているのは分かるのです。であればやっぱり中間貯蔵の時の条件にも僕出したような感じがするので、中間貯蔵は協力しませんよという話とかそういうのも引き合いに出して交渉していただけないかなと。止めろとは言っていないです。自分たちの言ったことをちゃんと約束は守ってほしいと。白地地区と言ってしまうのがないですよ、白地地区ですよ。そういう地区を今、実際除染とかそういうのをしていますけれども、それでまたうちは奥だったから駄目だった何だったというのは、あまりにもかわいそうです。その住人の方々とかその地域の方々が、放射能を持ってきて汚染させたわけではないのです。そこはやっぱり町長、本当に国ができないのだったら原因者がちゃんとやるのは当たり前ですよ。そんな暇はないのですから。実際に水問題もみんなそうですけれども、その後、僕は反対運動しようかなと思っているのです。この方たちもそういうふうになってきますよね。協力できないと。協力したのに協力してくれない。これはあまりに、国もそうですけれども、原因者の東京電力としての責任が取れていない。国もそこを監視しているわけですよ。それができていないというのは、なかなかこれは国民に対しての裏切り行為であるし、東京電力は加害者であって、被害者に対しての責任がないと。賠償に関してもそうですけれども、この除染に対しても東京電力が起こした事故で、双葉町民が起こした事故ではないのです。

そこら辺、町長、これどうでしょう。町としてでもいいし、広島形式と言ったらあれですけども、町民でそういうあれをつくって、裁判でも何でもしていく中で、補助とかそういうのを町で考えられないものではないのでしょうか。あまりにもかわいそう過ぎる。自分たち先祖が建てた家屋敷、それを勝手に汚されて除染もしない。こんなばかげたことないと思うのです。山側から雨降ってた何したって、汚染したところから流れてきた水は、また除染しなくてはならない場所になってしまうのではないですか。ましてや今、東京電力から放射能が漏れていないかといったら、まだ漏れていると僕は聞いています。その中で、やっぱり本当に果たすべき責任というのを国と東京電力に町として求められないものなのかな。この事故によって財産もみんな、そんな思いまでさせるのは非常に僕はかわいそう過ぎるかなと。ほかの地域も立ち上がってきているので、最初に本当に石熊の方々の話を聞きました。その時に、早く全部除染できるように、では俺らのところを提供するよ。それでみんな助かるのだったらいいよという思いを踏みにじること自体が、これが国とか東京電力がやっていいことなのではないでしょうか。だから、本当に復興代表までやった方が「賠償は払い過ぎた」と、裁判の中でもそんな無責任な発言ができるのかなと思うので、町としてもうちょっと強く出れるのか、ちょっとお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 今の質問の中で多岐にわたっておただしがあったように感じます。まずは帰

還困難区域、これは当初いろいろな賠償とか何かとも関連しておりますけれども、双葉町域51.4平方キロメートルのうち96%が帰還困難区域、4%が避難指示解除準備区域に認定されたと。これは、菅野議員も関わっていたのでご存じだと思います。この帰還困難区域に関しての考え方というのは、賠償とセットになっておりまして、その部分、居住制限区域と避難指示解除準備区域との賠償の差というのは、これはあったというのは了解していただけると思います。そういった部分で、賠償の制度の中で帰還困難区域に関しては当初、その当時ですよ。その当時、手をつけるという考え方はなかったというのは、これは皆さん理解していることだと思います。それ以外の居住制限区域、避難指示解除準備区域に関しては、国が東京電力にその除染作業にかかった費用に関しては求償するということで除染をしたというのは、これは事実であります。なので、帰還困難区域に関しては、ではどうやって避難指示解除するまでの対応をするかというのが考えられたのが、現実的には平成29年5月の福島特別措置法の法改正です。これによって、帰還困難区域であっても5年を目途に放射線量の低減、さらには生活するためのインフラの整備ができるというふうな条件つきで進み始まったと。その中で、帰還困難区域を抱える自治体、たしか6つあったと思いますけれども、双葉町が先駆けて平成29年7月に申請をして、平成29年9月に当時の内閣総理大臣から一番最初に認定を受けて今現在に至っていると。その中身といいますのは、避難指示解除準備区域と居住制限区域に関しては、東京電力にその除染作業にかかった費用は求償させると。ところが、帰還困難区域に関しては、これ国費だということ。この部分は大きく違うわけです。そういったような条件が違うというのも一つ考えなくてはならないということと、そういうふうな制度で今運用されていると。中では、国の方針としては、帰還困難区域に関しては、どんなに時間がかかろうとも、最終的には全て避難指示解除をします。ただ、具体的なものが一切示されていなかったと。ところで、そんな中で我々帰還困難区域を抱える自治体の協議会では冗談ではないと。しっかり明示をするべきだろうと。いつまでにしっかりと帰還困難区域を除染させ、避難指示解除できるような状況にするのだということで、昨年8月だったと思いますけれども、提言の中で、2020年代に帰還困難区域の中でも戻りたいというふうな判断をされた、いわゆる個人、そういった方のところは、除染をして戻れるような環境を整備するという、これ決まりです。

ですので、まさにそういったことに関して町としては、まず一番最初に、これは石熊行政区からそういったものに関する要望をいただきました。区長会の中で私のほうから要望させていただきましたけれども、帰還困難区域を抱える行政区の区長さん方に、大変ではありますが、お骨折りをいただいてアンケートを取っていただき、皆さんの要望をまとめていただきたいと。個々人の話を全部我々が把握するというのは非常に厳しい状況でありますから、行政区単位でそういうふうな意向を取っていただくというのが、一番このいわゆる避難指示解除に向けての取組としては、スピーディーにできる対応の一つだろうということでやったわけです。先日、その9つの行政区長さんたちから要望が上がってまいりました。そういったことで、それぞれの取組を他の帰還困難を抱える自治体とは違った取組として、町としては今進めているわけです。そういった部分で、どこまでできるかというよりも、

そういうふうな制度の違い、さらにはその費用の捻出の仕方の違いもあります。そういった部分で、国費を投入するという点に関して、これは慎重に我々はやっていかなくてはならないと。国民理解というのは当然ただかなくてはならないことですし、国民の皆さんから、いや、あそこは大変な思いをしてそういうふうな大変な状況なのだから、当然避難指示解除をするために国としてやるべきだというふうな世論がずっと醸成される状況であればいいのですけれども、この取組がしっかりやらないとするならば、その世論そのものが変わってしまったら、これ我々が反発を受けるようなことにもなってしまうはしないかと、そういうふう考えるわけです。そういったことで、慎重な上にもスピーディーにということで、これは言葉としては矛盾するのですけれども、そういうふうなことを町としては取り組んでいきたいと。そういうふうなことで今、取組をさせていただいている状況でございます。

さらには、帰還困難区域の皆さんに対する、そういうふうな中間貯蔵を引き受けたことによる国との約束という話がありました。これはまさに、書類にして何か残したいというふうな思いはありながらも、これは一切ないです。ただし、その時に、その当時の責任ある国の人たちから、大熊町と双葉町は、大変な思いをして中間貯蔵を引き受けていただいたのだから必ず復興させる。そういうお言葉をいただいております。それは、ある意味、私はその証人の一人として今現在この立場にあるわけですから、いろいろな国との交渉でもしっかりとその部分は言わせていただいております。そういう状況の中で、福島県内の復興のために、ある意味、双葉と大熊が、これは言葉は悪いのですけれども、犠牲になっていると。そういうふうな状況の中で引き受けた。自分のところにそういうふうな汚染物を入れることに是とする自治体というのは、恐らく全国探してもないです。そういう中で、大熊、双葉が引き受けたということは、これは大変な福島県に対する私は貢献だと思っています。そういう中で、引き受けた点に関して、大変な自治体の復興のために国が全力を尽くすというのは当たり前だと思っていますから、今、議員ご指摘だったいろいろなものに関しては、これはオープンにできるものオープンにできないものがありますけれども、しっかりと私としては責任を持って取り組んでいく覚悟でやらせていただいております。そういう部分ではしっかりと東京電力にも国にも、これはしっかりとそういうふうな事情も知っている一人として強く要求、要望をさせていただいて、町の復興のために取り組んでいくと、そういう考えでおります。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。町長の思いは、ちょっとそこら辺はもう合致して分かるのです。ただ、調子いいように、これとこれは違うよねという感じなのです。国が持ってきている部分で、こっちでせつかく受けているのに、結局、約束を破っているわけではないですか。東京電力はここの部分を出すよ、削減の分は国だよ。分かりますけれども、普通に考えれば、やっぱり東京電力が全部出すべきです。国ができなかったら、もちろん原因者がやるべきです。のうのと偉そうに、東京電力の社長とかそういうのが説明にも来ない。議会にもあれにも。ちゃんとした挨拶

もできない会社ですよ。ここはやっぱり国とちょっと話し合っ、て、こういう会社は要らない。本当に僕、今年の双葉のダルマ市でがっかりしたのは、「賠償払い過ぎなんだよ」と。では、あなたも給料10万でいいのではないのと言いたかったです。みんな苦しんでいるのを分かっていないのですから、あの人たちは。それで、復興をやってやっているという感じですから、東京電力は。そこに国費を入れること自体が僕は間違っているのかなというのが僕個人ではあります。ただ、こうやって苦しんでいる自分の財産、例えば町長これ逆に言えば、では帰れないとかなんとかと一番不安になっているのは、自分が生きている間に帰るかという不安が、やっぱりもう50代、60代の方には出てきているのです。だから、自分が帰れなかったのに帰ると返事してしまったらどうしようとか、そういう不安要素がいっぱいあるわけです。であれば、もう帰らないと言ったところに関しては、ではどうするのですか。東京電力としてはどうするのですか。土地の買上げとか全部していただけるのですかという話になりますよね。前にもこれを言ったことあるのですけれども、帰還困難区域で土地の売買できない、税金かからなくても、いつか税金かかるときに、我々の何代か後の人に固定資産税が行ったとします。これはどこの土地なのだとするのではないのですか。であれば、国としての責任を、公費ではなくていいです。東京電力が買い取るのかどうなのかというところまでの議論をしないと、これはもう国税でやることではないと思います。国のお金で、国民の金でやることなく、東京電力が汗水流してどんどん稼いでもらってやらなくてはならない。でないと福島復興には全然役に立っていないし、逆に言えば、被災自治体に対しては失礼だと思います。その被害者の方々にもすごく失礼というか無責任な会社だと私は思っています。手助けしていますよ、そんなのは当たり前ですよ。自分たちがやったのでしょうということを、できれば町長、ぜひぜひ町民の思いは、もう国であり東京電力にはそういう面も届けていただきたいなど。国費ではやらないよ、決めたよ、除染するのは国のお金だよではなくていいですよ。やらないのだったら、除染するか東京電力に買い取っていただくか、どっちかのあれにしないと、結局自分たちの財産が重荷になってきている部分と、悩みをただただ押しつけられているような場面になってきていると思います。私聞いているところでは、田んぼをどうしよう何しようというのとか、いろんな相談は来ていますけれども、それは東京電力さんにどうするのかと言ったときに、東京電力がやったのにも関わらず無責任な答え、そんなの分からないみたいな感じになっていますので、そこも含めて、今後この除染についてはもうちょっと議論していくべきかなと。議会、執行部と国、環境省、東京電力も入った中で議論していかないと、ただ責任のなすり合いになってしまうので、福島復興のために残したというのは、経済産業省と東京電力の前で言ってもらったのです。別々で来るとみんな責任のなすり合いになって、ぜひ環境省と東京電力も呼んだ全協を開催していただきたいなど。これは議長にも要望しますけれども、そういうような形で、今後もうちょっと町民の意見を聞いて解決方法を探りたいと思うので、そこら辺どういうふうにお思いか、ご答弁をお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

大変苦しんでいる町民の皆さんの立場というのは、私も十分理解しているつもりです。また、東京電力の執行部、小早川社長以下そういった立場の方たちにも、実際、要求書の手交の時にも厳しい言葉でお伝えはしております。そういった部分でも、厳しく言ったから、では何か変わるのかと。これが現実にはなかなか具体的に見えていないというのも現状であります。これは、いかに我々の言っていることが理屈なのか正論なのかということ、国にも東京電力にも分かってもらう努力というのはやっぱり必要だと思います。そういった部分では、先ほどの話の関連になってしまいますけれども、これ実際に日本というのは三権分立の国家ですから、司法の場でこれ結果が出たと。これというのは物すごく大きいことです。そういったこともうまく引用しながら、そういうふうな我々の言っていることに正当性があるということをしかり実証しながら、なかなか進まないものに関して進ませるといふ手法も必要だろうというふうに思っております。東京電力の責任というのは、これはもう言うまでもなく当然あるでしょうし、一方では、この原子力エネルギー政策を推し進めてきた国の責任というのも間違いなくあると思っております。

しかしながら、我々の先人が、このいわゆる出稼ぎの地帯、ある意味、これは差別になってしまうかもしれませんが、 と言われていた双葉地方が非常に裕福な地域になったというのも、これも事実です。そういう部分も含めて、ある意味、裕福になったことは事実ですし、経済的な効果もあったというのも事実です。そういうことも考えながら、しかりと言うべきことは言う、やるべきことはやる。そして、正論をしかりとぶつけることによって相手に認めてもらうということが今後の取組だろうと思っております。11年かかってなかなか進まない現状ではありますが、一つの光明は、先ほどの賠償の中で話をした、これは最高裁での決定、この2つの裁判というのは大きいことに今後なってくるのではないかなというふうに期待しております。そういったことをしかりと我々も状況をよく理解をして、それとうまく連動して連携して、我々双葉町だけやっても、これまた変わりませんので、被災自治体である、少なくとも双葉郡8か町村と連携できるような取組を今後進めてやっていきたいと、そういうふうに思います。

◎発言の取消し

○町長（伊澤史朗君） 先ほど申しあげました「 」という言い方は、これは差別の言葉になってしまいますので、取消しをさせていただきます。

○5番（菅野博紀君） ありがとうございます。これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） ここで暫時休議します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時10分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

通告順位2番、議席番号1番、山根辰洋君の一般質問を許可いたします。

1番、山根辰洋君。

（1番 山根辰洋君登壇）

○1番（山根辰洋君） おはようございます。議席番号1番、通告順位2番、議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

1、町の福祉サービス提供の検討状況について。本年秋頃に駅西側に災害公営住宅等の整備がされ、入居が開始されると思いますが、入居を希望される方で、デイサービスや見守りなどの福祉サービスを必要とされる方が入居される可能性も高いと思います。このような中で、町として今後の福祉サービス再構築に向けた方向性について、どのように検討されているかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、山根辰洋議員の質問にお答えいたします。

1、町の福祉サービス提供の検討状況について。町の福祉サービス提供についてのおたただしですが、町民の皆さんの帰町に当たり福祉サービスの提供は不可欠であります。町内での福祉サービスにつきましては、帰町する町民の皆さんが孤立しないよう段階的な取組が必要であると考えます。デイサービス等通所サービスの提供に先立ち、高齢者宅の訪問により見守りを実施し、相談により把握した事項に応じ、助言、指導等の支援を行う相談支援体制を整備し、高齢者の孤立を防ぐとともに、福祉、介護、医療サービスを必要とする高齢者を関係機関へ速やかにつなげ、支援する体制を整備することが重要であると考えます。町民の皆さんの健康増進、体力維持のための通所サービスまたは訪問によるサービス提供につきましては、見守りや相談支援を実施していく中で町民ニーズを把握し、町社会福祉協議会等関係機関と連携し、帰町状況に応じた福祉サービスが提供できるよう検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

ご答弁の中でもお話あったと思うのですが短期、中期のお話は検討されているというふうな理解をいたしました。その中で、短期という文脈でいくと、やはり支援、見守りであったり、その辺りが最初のサービスになってくるのだろうなというところは感じたところです。一方で、避難先でまだ住民の皆さんが多くなるというのは確実なところもあり、この辺り、体制網づくりというのも難しいのかなというふうには思っているところではあるので、こういった部分で、先行して近隣町でいろんな取組も進めていらっしゃるというふうな理解もあって、その辺りとのサービス連携であったりだとか近隣町の取組、どんな取組がされているか、そういったものが把握されているかというのがちょ

っとお聞きしたいところと、その辺りと連携する方法を模索されているかというところをちょっと再質問を2点させていただければと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいまのおたかしですが、特に近隣町で先行事例というか、そういうふうな対応をされている状況を把握しているか、検討しているかと。これにつきましては、今後6月の避難指示解除目標ではありますが、それまでの間にしっかりと近隣町の取組も我々調査をさせていただき、庁内で検討させていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。ちょっと次の中長期という観点の再々質問になるのですが、先陣を切って帰還される町民の方は、やっぱり高齢の方が多いのかなというふうに感じてはいて、数年の間に多分すごく福祉サービスの需要が高まってくるというような、そんなような予測があるのではないかなとは思いますが、どのくらいの年齢層の方が今、当初の人口のボリュームゾーンになるというふうに想定されているのか。その中で、いつのタイミングぐらいまでに福祉サービスの水準を上げていく必要があるというふうに考えていらっしゃるか。ぜひ何かその辺りの方向性、イメージ、何年ぐらいまでにこのくらいのサービスが必要なるのではないかというのは、何かお考えであればお聞きしたいなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

帰還の状況につきましては、はっきりとどういう人たちが戻ってくるかというのは、まだ把握できている状況ではありませんけれども、おおむね今までの意向調査の状況を検討しますと、ほぼほぼ高齢の方の帰還というのが一番メインになってくるだろうということは、我々も想定しております。そういった中で、分類とかそういったものに関して、実際把握をしているかというところとそうではありませんので、帰町帰還の状況、高齢者の帰還状況によって随時検討をして対応していくと、そういうふうな取組をしていこうと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。では、2つ目の質問をさせていただきます。

2、住民参加型の公共施設の建設について。本年6月以降に特定復興再生拠点区域全域の避難指示が解除され、より多くの方に町に関わってもらうためには、住民の当事者意識を高め、町の再生に関わってもらうことが重要だと考えます。そこで、今後建設予定の町の公共施設においては、より多くの対話の場をつくり、利用者が利用したい施設にしていくことが住民帰還促進にもつながり、重要な施策になると考えられます。駅西の災害公営住宅等においては、そのような手法を使い意見を集め、設計に反映するなどをしていただかと思いますが、どのような意見があり、どのように反映されていたかというところをお伺いいたします。

また、今後もこのような手法を使い住民参加型の公共施設づくりを進めていく方針であるか、考え方を伺いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、住民参加型の公共施設の建設について。駅西の災害公営住宅等における住民意見の内容や反映についてのおたただしですが、駅西の公営住宅につきましては、住民座談会としまして今まで計6回開催し、延べ106名の参加をしていただき、ご意見等をいただいております。内容としましては、駅西の住宅地は緑が多くいい部分ではあるが、管理する上で大変であるとの声があり、比較的手入れの少なくてよい樹種を選定しているところです。また、宅配ボックスの設置やペットを飼える住宅とするなど、意見を反映しております。

また、今後も住民参加型の公共施設づくりを進めていく方針であるのかとのおたただしですが、今後具体的に公共施設の整備を進めていく場合には、町民の皆さんなど利用される方々が利用しやすい公共施設となるようご意見を十分伺い、整備に反映してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今のお話のような意見、どのような形の意見があつてどんな反映をされたかというのが、ぜひ何か公開していただけるといいのではないかなというふうに考えているところでした。ちょっと事例というふうになってしまうのですが、隣接町では公共施設つくった模様であつたりとか、それがどういう反映をされてどんな利用をされているかというところをホームページ上に公開していたりだとか、ちょっと広域的な話、長野の事例とかでいくと、本当にお母さんたちと公園づくりをやったワークショップの様子とかをホームページに公開されていたりして、やっぱりこういったすごく手触り感のある公共事業というのですか、何かそういったのがすごく関係者づくりに生かされていくのではないかなというふうに感じているところです。

そこで、ぜひ何かこういった関係人口を創出するような公共事業推進みたいなところの事例であつたりとか手法であつたり、そういったものを研究するという部分を、ぜひ委託ではなくて町の内部に持つというのがすごく大事なのではないかなとは思っているのですが、ぜひ何かその辺りの必要性も含めてちょっと考え方を伺いできたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘のこと、これにつきましては内部でも担当課と、さらにはそこに关わるいろいろな人たちと今後検討して、ご指摘のあつたような対応ができるように取り組んでまいりたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ちょっと別の観点の再々質問になってしまうのですが、今、建設され進みつつある公共施設、住宅が主に今現状としてはあると思うのですがけれども、こちらの今後についてというところも、ぜひ意見を反映されて建てて、これから住居が進むと思うので、その辺りの今後、建て

た後の検証みたいなのところも、ぜひ取り組んでいただきたいなのというのが感じているところでした。これは、ほかの公営住宅とかも建てて、どうしてもそこで終わってしまって、運用側の様子というのが、行政側でリサーチするというのがあまり事例としては少ないのかなと思っていて、ぜひ何かそういった改善であったりという部分もあると思うので、その辺りも考えていただけたらなと思いますが、ちょっとその観点も、実施できるかどうかも含めてちょっとお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

ご指摘あったこと、指摘を受けて、ああそうだなと思って今感じました。そういうふうなものを建ててしまった後の、簡単に言うとアフターリサーチという感じでしょうけれども、そのアフターリサーチは意外とやっていないのです。そこは、今ご指摘あったことを十分、これはやっていかななくてはならないことだというふうに思いましたので、そういう取組もしていきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 続きまして、3番の質問に行かせていただきます。

中小事業者の再生について。町がにぎわいを取り戻し、多様な住民の生活や町への訪問者にサービス提供をするには、中小事業者の発展、活躍が欠かせないと思えます。一方で、原発事故及び避難によって商圈が消失し、事業者同士で経済の相互補完もできない環境の中で、1から商売を立ち上げるということが困難な様態も存在します。そういった中で、中小事業者が活躍できる環境を創出するために町としてどのような考え方で取組を進めていくか、検討状況をお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、中小事業者の再生について。中小事業者の再生に向けた取組についてのおただしですが、今年6月以降の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目標に復旧・復興事業を進めており、駅西地区に整備をする公営住宅をはじめとした特定復興再生拠点区域内への帰還、移住を実現していくためには生活環境の整備が必須であり、事業者によるサービスの提供が望まれているところです。

全町民が10年以上もの長期にわたる避難生活を続けている中で、避難指示解除後、早期に町への帰還を希望される方は、現時点では多くはありません。また、震災後の町内事業者への意向調査結果につきましても、町内で再開する事業者は多くはありません。しかし一方で、中野地区をはじめ町内で事業再開、操業を開始した事業者は年々増加し、町内で就労する従業員数も増加傾向にあります。さらには、産業交流センターや東日本大震災・原子力災害伝承館などの施設への来訪者等、新たな商圈が生まれつつあります。このような流れを好機と捉え、町に活気を取り戻し、にぎわいを創出することで、さらに町内に事業者が増える、戻りたい、住んでみたい住民が増える、また事業再開をする町内事業者が増えるといった好循環を生み出せるようにしていく必要があると考えております。

このため、中小企業の事業再開を後押しする福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金や、被災者の働く場の確保にもつながる自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等の活用により、町の活力となる事業者が活躍できるよう積極的に支援していきたいと考えております。加えて、商工会や関係団体などとも連携を図りながら、環境、体制づくりについても議論を進めていきたいと考えております。また、双葉町内だけではなく近隣町村も含めた広域での商圈形成が進んでいることから、周辺自治体とも連携し、相互発展につながるような取組についても検討してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。今のご答弁の中で、既存の再開事業者は多くないというお話はあったものの、ただただやはりやりたいという方はいらっしゃるのだろうなというところと、あと県の補助金、雇用の補助金であったり、そういったものを積極的に活用されるというお話もあったかなと思います。

ただ一方で、何かこの辺り、モチベーションはあるのだけれども、やはり個人、個々で、中小の事業者だとなかなかそもそもの体力がない中で、この環境の中で再生していくというのは、やっぱり自助努力だけではなかなか難しいのだろうなというのが思っているところなので、こういった法制度だったり補助金であったり伴走支援であったり、かなりすごく寄り添った形での取組が重要なのではないかなというふうには思っていて、その辺りの体制をつくっていく考えであったりとか、その体制の中で、例えば研修会であったりとか、そういったフォローをするようなことが考えられると思うのですが、その辺りの仕組みの必要性をどう捉えていらっしゃるかというのをちょっとお伺いできたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問にお答えいたします。

そのような体制構築に関してどのように体制をしていくかも含めて関係団体と議論していきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） あと、再々質問させていただきます。

近隣町村の事例ですと、避難地域となった南相馬市の小高区の事例ですと、地域おこし協力隊制度を活用して起業をする移住者を増やすというような、すごい取組をされている団体さんもいたりとか、そのような起業家さんたちが孤立しないようなフォローアップ体制を構築されている事例もあったりする中で、この小高の事例をそのまま転用するというのはなかなか難しいとは思いますが、ただ地域の担い手を増やす仕組み、体制、こういった制度もうまく活用しながら、移住者の力も借りながらというのも必要なのかなと思うのですが、この辺りの必要性もちょっとお伺いできたらなというふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

今、例として南相馬市の小高区、移住者を呼び込むためのいろいろな取組、まさに双葉町としても今後住民帰還、本来の住民の皆さんが戻ってきていただけると一番うれしいことではありますけれども、なかなか思うような住民帰還というのもできる状況では今ないというふうに感じておりますし、新たな移住をする人たちが双葉町に魅力を感じて移住をしてもらえるような取組ということになりますので、これは積極的に町としても取り組んでいきたいと、そういうふうに思います。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） では、続きまして4番の質問に行きたいと思います。

企業の雇用環境整備について。町の産業発展、雇用につながるよう企業誘致進出の後押しを進めているかと思えます。一方で、近隣町村においては企業に人が集まらず稼働率が上がらないなどの課題を抱えており、様々な手段、例えば住宅手当や交通費補助などの福利厚生を手厚くすることなどで採用者を増やす努力をしている状況があると理解しています。当町においては、さらにその課題は深刻になることが予想され、住民の仕事を支える企業の負担が大きくなると考えられます。そこで、現状において当町に進出及び進出予定されている企業の負担増の実態調査はされているか。また、そのような状況が起こる可能性がある中で対策を検討されているかについてお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、企業の雇用環境整備について。企業の雇用環境整備についてのおたただしですが、近隣町村の企業において雇用を確保するに当たっての様々な課題を抱えているということを知り及んでおります。このため、中野地区復興産業拠点に立地または立地を予定されている企業に対して、ヒアリング調査の実施においても雇用の確保の課題等についても聞き取りを行っており、課題となっていることや各企業の現況などの把握に努めております。

また、中野地区復興産業拠点は復興の先駆けとなる働く拠点として整備、企業誘致を進めており、立地された企業が安定して事業活動を実施するために雇用の確保は必要不可欠となっております。一方、町への帰還や移住を検討される方にとっては、町内での働く場が創出される機会でもあることから、国、県による補助制度の活用や、福島相双復興支援機構などの関係機関による人材採用支援など連携を通じて、各企業の人材確保に向けた取組をサポートしてまいります。

さらに、先行して帰還が進んでいる近隣町村においても同様の課題に直面していることから、近隣町村との情報交換会も実施しているところです。今後も広域での雇用対策検討に向けて連携を強化してまいります。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 1つ再質問させていただきます。

町で双葉町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第二期）において、復興再生拠点の避難指示解除後5年後に目標2,000人、正確には1,932人の推計目標を掲げているかと思えます。一方で、当町より基

礎的な人口が多い近隣町村でも、この5年で2,000人に人口が届いていないという現状があって、本当にその中で企業に果たしていただく役割というのが非常に大きいなというふうには思っているところなのですが、長期的、この場合は5年というスパンになると思います。2027年までにおいて、この雇用の部分においてどのような連携支援が必要であるか、ちょっと最初の答弁と重複してしまうという部分はあるかと思うのですが、この5年間どういう重要さを持っていらっしゃるかという部分も踏まえて、もう一度ちょっとご答弁をお願いできたらなと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再質問に答弁いたします。

最初に答弁したとおりであります。特に避難指示解除後、住民人口の2,000人という目標を町として立てております。これはデータの、何をデータにして2,000人という目標を立てたかという、実は住民意向調査で、今この現状でも戻りたいと思っている人、これは今11.3%ということは、当時、今の現住人口ではないですけれども、当時の人口でいくと約7,000人の人口でしたから10%と見て700人。あとの1,300人はどうなのだということになりますが、これはまさに中野地区で今、呼び込みをしております復興産業団地の誘致企業、こちらの企業で双葉町に来られた方、家族、さらには現地採用で入られた従業員、社員の方、そういった人というふうな意味合いでの構想であります。これが達成できるかどうかというのは、これは目標ということで捉えておりますが、そういうふうなことが、無理ではなくて何とか達成できるために取り組もうということで、当時、復興まちづくり計画（第二次）だと思っておりますけれども、そういうふうな考えで示されております。先行避難指示解除した自治体が、議員おっしゃるように、なかなか思うような住民帰還、移住、進んでいる状況ではないというのは、我々も十分把握しております。そういったことも捉えながら、ではどういう部分を改善すればいいか、どういうふうな取組をすれば双葉町に人を呼び込むことができるか、そういうことを今後しっかりと捉えながら取り組んでいきたいと、そういうふうにご答弁しております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） ありがとうございます。再々質問をちょっとさせていただきます。

推計目標ということなので、本当にここは私自身も感じていますし、やはりなかなかこの環境の中で、1から町をつくって行って営み、社会をつくっていくというのは非常に難しい困難な道ではあるとは思いますが、でもやっていかなくてはいけないという中で、先ほどの推計、11%の意向調査ということで、700人を基礎にしていらっしゃると思うのですが、やはりこの10年で台帳に入られている方、6,000人以下まで落ちているというような現状の中で、やはりもう少し推計を都度、見直したりだとか、より企業さんが今協定結んでいる中で頑張って一応進めていらっしゃる中でも、やはりちょっと申請が難しくなったりとか、いろんな環境要因があると思うので、ぜひ何かその辺りも個別に、この企業が本当に何人雇用を生み出せる力があって、それが何かどう地域のまちづくりにつながっていくのかというような、そういった具体的な、より明確な数字も追いながら、今後だとは思っております。

が、取り組んで、よりブラッシュアップされていくのがいいのではないかなと思ったので、その辺りのちょっと考え方、今後の進め方をもう一度ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 山根議員の再々質問にお答えいたします。

そういった部分では、目標人数と現実の人口というのは多少乖離は出てくるだろうというふうに考えております。ただ一方で、今回、今現在の復興産業拠点の誘致企業、20件24社、こちら、大ざっぱではありますけれども、大体雇用はどのぐらい求められるのか、どのぐらい期待できるのかということで、おおむね300人というふうに試算しています。300人というのはあくまでも社員数ですので、そういった家族、さらには、さらに雇用が伸びるかどうかという期待もありますので、そういったことで人口増というのは、思っているような人口が、帰還する人口、さらには移住人口という部分で増えるというのは、一気にというのはなかなか難しいと思いますが、ただし、そういうふうなような人口は期待できるわけですから、さらには交流の場というのは、双葉にはいろいろな資源があるというふうに思っています。東日本大震災・原子力災害伝承館であったり復興祈念公園、さらには津波被災で残されているマリンハウスだったり、これは資源と言ったらちょっとおかしいのかもしれないのですが、東京電力福島第一原子力発電所を全国の皆さんに見ていただくというのは、これはある意味、そういう資源にもなるのだろうと。そういうふうなことで、復興ツーリズムを含めてそういうふうな人たちが双葉町に関心を持ってもらって交流人口が増えるということは、ある意味、移住人口も期待できる可能性、さらには駅西地区の公営住宅、再生賃貸住宅、駅西のイメージというのは、人に優しいまちづくりということで、住む人たちが、当然高齢者が多く戻ってくるだろうということも想定しておりますので、歩行者優先のエリア、駅西のほうに降りたときに、ああこの町なんていい町だろう、この町だったらちょっと住んでもいいかなと思うような、いわゆる第一印象もしっかりとイメージして、好印象になるようなまちづくりということも構想しています。そういう部分では、双葉の駅西だけになってしまいますけれども、これは電柱があるのとないのでは相当景観というのは違うと思っています。無電柱化、電柱地中化ということで、あそこには電柱はありません。そういったような景観も捉えてつくる。さらには駅前に広場を造って放射線状に町をつくっていくことによって、人のにぎわい、人の交流、人がお互いに行きたくなるような、隣同士の付き合いができるような環境、そして低層階の住宅で緑もしっかりと植樹、植林もしたりして一体化するようなまちづくりというイメージで、イメージパスは出してありますけれども、ああいうものとは実際同じになるかどうかという点とまた違ってくると思いますけれども、おおむねのイメージはああいう感じで、非常に住みやすいのではないかと考えていただけるような整備をすることによって人口増加にもつなげていきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 1番、山根辰洋君。

○1番（山根辰洋君） 以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（伊藤哲雄君） 通告順位3番、議席番号4番、石田翼君の一般質問を許可いたします。
4番、石田翼君。

（4番 石田 翼君登壇）

○4番（石田 翼君） 議席番号4番、通告順位3番、石田翼。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1点目、帰還困難区域の除染とインフラ整備などについて。双葉町は、特定復興再生拠点区域全域の解除を目前に控え、重点施策としてハード面の整備が急ピッチに行われております。同じように帰還困難区域内の速やかな除染、家屋解体、インフラ整備などを進めるべきではないかと思えます。それにより帰還困難区域の立入りが自由になれば、双葉町がふるさとである方々の帰還に対する関心が高まってくるものと思われます。帰還困難区域の除染、家屋解体、農地の除染、インフラ整備、生活環境を整えることと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、石田翼議員の質問にお答えいたします。

1、帰還困難区域の除染とインフラ整備などについて。帰還困難区域の除染、家屋解体、農地の除染、インフラ整備、生活環境についてのおたただしですが、本町では東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、避難指示を発出しておりましたが、令和2年3月に両竹、浜野両行政区を区域としていた避難指示解除準備区域と、JR双葉駅周辺等の一部区域の避難指示を解除いたしました。そして現在、平成29年9月に内閣総理大臣に認定されました双葉町復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、今年6月以降を目標に、特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指して復旧、復興に取り組んでいるところです。

一方で、本町を含めた帰還困難区域を抱える自治体から特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けて政府へ避難指示解除の方針の早期提示の要望がなされ、政府内で各自治体の課題、要望等を検討した結果、特定復興再生拠点区域外への帰還、居住に向けた避難指示解除については、昨年8月に政府の復興推進会議、原子力災害対策本部合同会合にてその方針が決定されたところです。その方針内容は、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還意向を個別に丁寧に把握し、拠点区域外の避難指示解除の取組を進めるというものです。これを受けて昨年12月に開催された行政区長会の中で、私から行政区長の皆さんに、行政区ごと意見を集約していただけると町も国と交渉しやすいと意見集約をご依頼したところであります。昨年8月に、石熊行政区から要望書の提出をはじめ、先週3月2日には石熊行政区を含む帰還困難区域を抱える9行政区から連名で要望書の提出をいただきました。

また、町としましては、閣議決定されております復興・創生期間後の東日本大震災からの復興の基本方針の中で、たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、

復興再生に責任を持って取り組むとの国の決意のとおり、国には帰還困難区域全域を避難指示解除するために必要な除染、解体を求めてきたところです。

議員おただしの帰還困難区域内の除染、家屋解体、農地の除染、インフラ整備、生活環境を整えることについて、引き続き帰還困難区域全域を避難指示解除するための除染、家屋解体を求めていく一方で、政府方針を踏まえつつ、まずは帰還希望のある住民の皆さんに帰還、居住していただけるように環境整備をすることが重要であると考えており、そのための取組をしっかりと進めてまいります。そのため、今後、行政区長の皆さんと今後の進め方について丁寧に相談させていただきたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 4番、石田翼君。

○4番（石田 翼君） ご答弁誠にありがとうございます。帰還困難区域の9行政区の中に、私も一応1行政区として入っております。そんな中で、要望書等々につきましても、いろいろと皆さんと話をしながら、では住民の話も一応聞いてみないかという、そういう結果になりました。それで、大変住民の皆さんも関心を高められて、今まで考えもしなかったような方たちからアンケート用紙に記入をされ、それぞれの意見を出していただきました。そんな中で、要望書という形の中で町長のほうに、また議長のほうにも上げてございます。そんな中で、大変今、住民の皆さんがふるさとを思う気持ち、これ大変大事だというふうに私たちも思っております。そういうことで、これから大変町としても町長としてもいろんな問題が山積している中で、住民の帰属意識をつなぎとめるためにも、早期除染、そして住宅解体、速やかに行っていただきたいと。私たち住民の気持ちを理解していただき、関係各機関に鋭意働きかけされていることとは思っておりますけれども、さらに強く要望していただきたいというように思います。さらには、やはり除染とともにインフラ整備もきちっとされて、それで困難区域の解除、そして住民の皆さんがどうぞ帰ってきてくださいというような進め方をぜひお願いしたいというふうに思います。そのことにつきましてアンケートを、また8月に1行政区の要望がありました。その後、9行政区として要望が上がりました。それについて町長のコメントがあれば、ひとつお願いしたいというふうに思います。お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 石田議員の再質問にお答えいたします。

まさにこの取組は、私のほうから帰還困難区域を抱える行政区の区長さん方に、ぜひ行政区の住民の皆さんの意向を把握していただきたいということでお願いした経緯もございます。それをもって我々としてはしっかりと国に、それぞれの行政区の考え方、国にこれをしっかり届けて、皆さんの希望に沿ったような帰還に向けた取組ということはやっていきたいと。当然解体であったり除染、さらにはインフラ整備、一番帰還困難区域を抱える行政区の皆さんの悩みというのは何だろうかと私勝手に個人として思っているのは、やはりそういった除染解体、インフラ整備、一番の関心というのはある意味、山林の除染というのは、これは必ずあるだろうなと思っているわけです。これ山林の除染とい

うのは、今までのルール、今まで居住制限区域、避難指示解除準備区域を持っていた自治体の対応というのは際除染ということで、住居、住宅から20メートルというルールでやっているわけです。それをどういうふうに、今後戻ってくる住民の皆さんに放射線の被害をしないための取組に関わってくるのかなというふうに思っています。これは、なかなか実はハードルの高い取組になるだろうと思っていながらも、でもこれだけ皆さんに待っていただいたわけですから、これ何とか国にしっかりと、皆さんが戻ってきて、20メートル除染しました、だけれども時間がたったらまた線量が戻りましたなんということのないような方法も含めて、これをやっていかななくてはならないのではないかとこのように思っています。せっかく戻ってきたいというふうな希望がある人たちが戻ってきました、線量が実はまた高くなりましたなんて、そんなばかな話があるとは思ってはいけませんので、その取組が今後の、もう一番厳しい取組の課題になるだろうというふうに自分としては自覚しておりますし、その取組を国にどういうふうに、改善してもらえよう我々の交渉ができるかということだと思っています。そういう部分では、今ご指摘いただいたものも含めてしっかりと、これだけ待っていただいた人たちが安心して戻れるような避難指示解除の取組というのは、私も覚悟を持って取り組んでいきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 4番、石田翼君。

○4番（石田 翼君） ありがとうございます。他町村のことを言っちはちょっと申し訳ないというふうに思うのですが、帰還された他町村で言えば、戻ってきたはいいけれども、また除染をしても線量が上がっている。再除染しても、なおかつちょっとまだ下がり足りないというような報告があったというふうに聞いております。そういったことのないようにしっかりと除染をしていただいて、戻れる環境をぜひつくっていただきたいというふうにお願ひ申し上げまして、次、2番のほうに入りたいと思っております。

せんだん温泉の再開についてということで、大変世代を超えた町民の絆と帰属意識を促すためにも重要であり、ソフト面の構想について、ハード面の整備と並行して進めるべきではないかと考えます。今後、町の癒やしの場としてせんだん温泉の再開を検討しているのか、町長のお考えをお伺ひしたいと思っております。お願ひします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、せんだん温泉の再開について。せんだん温泉の再開についてのおただしですが、世代を超えた町民の絆と帰属意識を促すことは重要なことと考えます。せんだん温泉は、泉質はカルシウム・ナトリウム一塩化物温泉で、疲労回復や慢性皮膚病などに効能がある温泉として、震災前は多くの皆さんにご利用いただいております。温泉施設としてご利用いただいております青年婦人会館につきましては、東日本大震災に伴う建物被害調査結果、及び建物の経年劣化を踏まえ、福祉施設として維持管理の継続が困難であることから用途を廃止し、環境省による建物解体を行います。温泉井戸は、採掘深度1,383メートル、揚湯ポンプが深度600メートルの位置にあります。震災

後、状況の確認ができておりません。このため、一旦温泉井戸を休止として手続を進め、施設解体後に温泉井戸の被害状況の確認の上、活用するかどうかを判断してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 4番、石田翼君。

○4番（石田 翼君） ありがとうございます。温泉といいますと、双葉町ではただ一つの温泉というふうには思っております。震災前は何回か入浴をしに行った記憶がございます。そういった意味でも、これから帰還される皆さんの癒やしの場と、それから働く人たちの癒やしの場という面も考えられるというふうには思っております。そういった意味では、ぜひせんだん温泉、環境省で解体というお話でございますが、その後、県、国、そういった面から援助をしていただくような方法を取りながら、町長、ぜひそのせんだん温泉の復活をお願いしたいというふうに思います。ぜひよろしくお願ひ申し上げまして、次、3番のほうに移らせていただきます。

町民参加の行事についてということで、震災前は、町民号など癒やしの町民参加の行事がございました。前にも1回ほどこの町民号について、JRが開通したときに、どうですかというようなお話をされた記憶がございます。そういった意味では、大変町民の皆さんは、大分もう忘れかけてきた方も随分いらっしゃるというふうに思うのですが、これなんかもぜひ町長のお考えをいただきたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、町民参加の行事について。町民号などを再開する考えがあるかとのおただしですが、町民の絆の維持や向上、また双葉町への帰属意識を高めるための方策の一つとして町民号を再開することは、有効な手段であると考えます。町民の皆さんが全国に避難をされている現状を踏まえると、参加される方の避難先から双葉町内への交通手段の確保や緊急時の対応など、実施に向けた課題が多くあること、また新型コロナウイルス感染症対策に十分配慮しなければならないなど、多くの課題を整理する必要があると考えておりますが、町への帰還という機会を捉えて、町民参加の行事を実施していけるような時期や手法、町の方々の意見等について十分検討を行いながら、早い時期に判断をしたいと考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 4番、石田翼君。

○4番（石田 翼君） どうもありがとうございます。確かに今現在はコロナ感染症が拡大しております。そういったことで、今実施をするというのは大変難しいということも確かにございます。将来、この双葉町の復興が再生され、さらには住民の皆さん方が帰還されて、ある程度の人数が住民が戻ってこれればですが、ぜひともそういうときにはお願いしたいというふうに思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（伊藤哲雄君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時08分）

3 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和4年第1回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

令和4年3月16日（水曜日）午前9時開議

開 議

追加日程第1 緊急質問

- 日程第1 議案第 3号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第 4号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第 5号 双葉町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 議案第 6号 双葉町副町長の定数を定める条例の一部改正について
- 日程第5 議案第 7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第 8号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第 9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正について
- 日程第8 議案第10号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第9 議案第11号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第12号 石熊橋（上部工）橋梁災害復旧工事請負契約の締結について
- 日程第11 議案第13号 土地の取得について
- 日程第12 議案第14号 土地の取得について
- 日程第13 議案第15号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第14 議案第16号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第17号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第16 議案第18号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第19号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第20号 令和4年度双葉町一般会計予算
- 日程第19 議案第21号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第22号 令和4年度双葉町公有林整備事業特別会計予算
- 日程第21 議案第23号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第22 議案第24号 令和4年度双葉町介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第25号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第24 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第25 議案第26号 双葉町副町長の選任について
- 日程第26 議案第27号 双葉町教育委員会教育長の任命について

- 日程第27 請願審査報告
請願第 1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書
- 日程第28 発議第 1号 双葉町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第29 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案
- 日程第30 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第31 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 閉 会

○出席議員（8名）

1番	山根辰洋君	2番	小川貴永君
3番	作本信一君	4番	石田翼君
5番	菅野博紀君	6番	岩本久人君
7番	高萩文孝君	8番	伊藤哲雄君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	徳永修宏君
教育長	舘下明夫君
秘書広報課長	橋本靖治君
参事兼 総務課長兼 コミュニティ センター所長	平岩邦弘君
復興推進課長兼 産業交流 センター所長	横山敦君
戸籍税務課長	中里俊勝君
農業振興課長兼 農業委員会 事務局長	相楽定徳君
参事兼建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長	高橋秀行君
会計管理者	朝田幸伸君
教育総務課長	木幡勝君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	大浦富男
書記	加村めぐみ

◎開議の宣告

○議長（伊藤哲雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（伊藤哲雄君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

なお、日程第1、議案第3号から日程第24、諮問第1号までは全員協議会で説明を受けていますので、申し添えます。

◎日程の追加

（「議長、5番」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ウクライナに対する人道支援について緊急質問をしたいので、同意を求めます。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま菅野博紀君からウクライナに対する人道支援について緊急質問をしたいとして同意を求められました。

よって、菅野博紀君の緊急質問の件を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。菅野博紀君の緊急質問に同意の上、日程を追加し、直ちに発言を許すことに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、菅野博紀君の緊急質問に同意の上、日程を追加し、直ちに発言を許すことは可決されました。

暫時休議します。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時06分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎緊急質問

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君の発言を許可します。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。ただいま議長の発言の許可を得たので、緊急質問をさせていただきます。

ウクライナに対する人道支援について、双葉町では東日本大震災及び原子力発電所の事故に見舞われた際に、日本国内はもとより、海外からも多くの支援を受けました。今ウクライナ各地で紛争が激化しています。既に子供を含む市民の死傷者が報告され、市民生活に不可欠なインフラにも被害が出ています。そのような状況にあるウクライナに対して人道支援をすべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） ただいま菅野議員から緊急質問、ウクライナに対する人道支援ということでご質問ありました。当然我々平成23年の東日本大震災、原子力災害において、全世界の皆さん、さらには日本国内、特にウクライナも当時チェルノブイリ発電所の原子力災害ということで大変厳しい状態の中ご支援をいただいたということは、しっかり我々も知っているところであります。今現在、ウクライナが大変な状況になっている中で人道支援、これは町としても対応していかなくてはならないというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。内容に関して、例えば本当に物資であったりなんかというときには、多分自衛隊ぐらいしか持っていってこれるところがないのと、ウクライナ大使館などに今何が必要かということをお聞きして、多分これも議決事項だとは思いますが、双葉の町民ではなくウクライナの子供たち、本当に市民の方々が困らないように素早い対応をしていただきたいと思うのです。ここにいる皆さんが同じ気持ちであれば、これは専決で本当に構わないと思うのです。町長、本当にすぐにでもできることを素早くやっていけるような体制づくりをお願いしたいのです。もう今日この議会が終わってからでも構わないので、ウクライナ大使館なりなりに連絡を取ってもらって、素早い行動を取っていただけますかお伺いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今申された中身につきまして、しっかりと早急に何が一番適切な支援になるのかということも含めて、素早い行動を取っていきたいと思います。

○5番（菅野博紀君） ありがとうございます。これで質問を終わります。

○議長（伊藤哲雄君） これで緊急質問を終わります。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第1、議案第3号 押印見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第3号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第2、議案第4号 令和4年度東日本大震災等による被災者に対する町税等の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第4号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第3、議案第5号 双葉町個人情報保護条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第5号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第4、議案第6号 双葉町副町長の定数を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

6番、岩本久人君。

○6番(岩本久人君) この議案ですけれども、副町長2名体制ということでありまして、ここにきてようやく副町長2名体制というようなことで町長は考えられているのかなというふうに思っています。震災前7,000人、そして現在6,000人を割った人口の中で、人口からすれば副町長1名体制でも大丈夫なのかなというふうに思っておりますけれども、震災から11年過ぎて、多岐に町民の皆さんが県内外と避難されている中で、また解除が6月末、役場機能も8月に町内に戻るということで、なおかついわき事務所、そして郡山、埼玉支所、各連絡所も存続するということでもありますから、人

的にも距離的にも、町長そして副町長1名では、なかなか負担がきついのかなと、厳しいのかなというふうな思いで、これからも広域的に避難する町民の行政支援のためには2人体制も必須なのかなというふうに思っております、この2名体制の中でその役割分担というものを、どのようにそれを町長はお考えなのかお伺いいたしたいと思っております。お願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいま岩本議員からのご質問にお答えいたします。

副町長2人制ということで条例改正ということでお願いをさせていただいておるところでございますが、震災当初から2人制ということで、議会のほうからはそういうお話をいただきました。いろいろな方にも2人制ということで内々をお願いをした経過がございます。残念ながら今までそういうふうなお願いをされた方に承諾を得ることができず、条例改正というふうなところまで踏み込めなかったということで、非常に遅くなったのではないかなというふうな、さきの全員協議会の中でもご指摘がありました。当然そういったことも踏まえての考えでありまして、この役場機能が双葉町に戻って再開すると。戻ってこの復興そのものが終了することではなくて、戻ってからがまた双葉町の復興のための取組というのは、非常に通常業務以外にも災害業務が増えている状況ということが予測されます。そういったことから、今回まず条例改正ということで上程をさせていただいたということ、さらには2人の役割分担というふうなおたかしでした。これにつきましては、当然主になってやっていただかなくてはならない業務というのはあると思っておりますけれども、一方、他の自治体で副町長2人制ということで役割分担、業務分担ということをしている自治体もあります。ただ、その部分でどうしてもいい部分と悪い部分と見受けられるということで、我々双葉町に関しては、役割分担というよりも2人の副町長に全て網羅してもらおうということと、ただ主になってやってもらうものは、当然2人のほうで役割分担ということとはさせていただきます。そういったような、ほかの2人制になっている自治体の、なかなか連携がうまくいっていないのではないかなというふうにちょっと感じた部分がありましたので、そういうふうな役割分担という部分では今のところ考えておりません。ただ、主になってやっていただくというのは、当然そういうふうな役割の対応というのはするようになると思っておりますので、そういうふうなことで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤哲雄君） 6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 役場機能がようやくこの双葉に戻るとということで、双葉町内の復興の進捗、それを加速させなければいけないというふうに思っています。そういう意味で、副町長を2名体制にするというのは、事業を進めていく上でも各課をやっぴり統括する上でも非常に大事なことなのかなと。町民の皆さんも副町長2名になってから町は進んでいるなというふうな、そういうふうな思われなければいけないというふうに思います。町は、これは町の復興と町民一人一人の復興を目指しておりますから、双葉が町に戻ったからといって、多くが町外に避難している方の支援を怠るようなことでは困ってしまうと。町民も本当に心配になるというふうに思いますので、副町長2名体制の中で、

当然役場庁内のマンパワーも高めていかななくてはいけないでしょうし、町民の皆さんも町外には行っても役場と近い距離にいるなというふうに思われるような、そういう体制づくりで臨んでいただきたいと思うのですけれども、ご質問いたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘あったこと、十分肝に銘じて復興の取組、さらには全国に避難をされている町民の皆さんに行き届いた、寄り添った対応をしっかりと取り組んでいくというふうな覚悟を持ってやっていきたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第6号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第5、議案第7号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第7号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第6、議案第8号 職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第8号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第7、議案第9号 双葉町敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第8、議案第10号 双葉町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第10号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第9、議案第11号 双葉町消防団設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第11号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第10、議案第12号 石熊橋（上部工）橋梁災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第12号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第11、議案第13号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第13号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第12、議案第14号 土地の取得についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第14号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第13、議案第15号 令和3年度双葉町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第1款町税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款地方譲与税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款法人事業税交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款環境性能割交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款地方特例交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第11款地方交付税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第14款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第15款国庫支出金。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 今回、災害復旧に対する国への負担分だと思うのですが、これ今回は80%ちょっと出ているのですが、何か最近ずっと十何年もたつと歩率を下げられるような傾向があるので、今後ともこの高い比率での災害復旧のお金を取ると言ったらあれですが、支援をいただけるように今後とも努力していただきたいと思うのですが、よろしくお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問に建設課長に説明をさせます。

○議長（伊藤哲雄君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 菅野議員のご質問に対してご説明申し上げます。

公共土木施設災害復旧工事費の国庫負担金につきましては、従来の災害復旧でありますと66.7%の補助率でございましたが、今回は激甚債ということで補助率が81.4%に上がりました。今回の東日本大震災の被災に対する災害復旧事業の補助率は、今後も81.4%でいただけるような形でやっていきたいと思っております。

○議長（伊藤哲雄君） 第16款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 第17款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第21款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
第1款議会費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 11ページになります。第3款民生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 13ページになります。第4款衛生費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款農林水産業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款商工費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款土木費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第9款消防費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第15号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第14、議案第16号 令和3年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第16号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第15、議案第17号 令和3年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款災害復旧費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

暫時休議します。

休憩 午前 9時41分

再開 午前10時00分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第16、議案第18号 令和3年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第6款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

（「休議」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 休議。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時01分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第18号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第17、議案第19号 令和3年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、説明書により歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第19号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第18、議案第20号 令和4年度双葉町一般会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3 ページです。第1 款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第2 款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第3 款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第4 款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第5 款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第6 款法人事業税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第7 款地方消費税交付金

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第8 款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第9 款環境性能割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第10 款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第11 款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第12 款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第13 款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第14 款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第15 款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 11 ページになります。第16 款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 14ページになります。第17款財産収入。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第18款寄附金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第19款繰入金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第20款繰越金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第21款諸収入。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 19ページ、歳出に入ります。
第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 55ページになります。第3款民生費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 69ページになります。第4款衛生費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 76ページになります。第5款労働費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款農業水産業費。

6番、岩本久人君。

○6番（岩本久人君） 農林水産業費に差しかかったので、質問いたします。

農林水産業費の事業だけではないのですけれども、補正でも次年度に繰り越されている事業がございます。減額補正をして次年度の予算に編成するわけですが、結局未執行、事業の執行が困難のために減額、そして当初予算にまた繰り越すような形で事業を行うということで、なかなかその課だけの責任ではないと思うのですけれども、多年度にわたって事業を進めていく上で、なかなかできない事業というのがやっぱり課の中でもマンパワーだったりプロパー不足だったりというようなことで、大変厳しい状況でやっているのは重々承知しているのですけれども、やはり町の復興を加速化させていくためには、いろいろあらゆる知恵を絞りながらマンパワーを強めていかなければいけないのかなというふうに思っております、本当に町、我々議会もそうなのですけれども、もう本当に町民ぐるみというか、もうオール双葉でやはりこれまで様々な復興事業に取りかかっている、そういつ

た事業者様も含めて、いろいろ知恵を借りながらなかなか執行できないところ、自分たちでは取り組めないところを様々な協力をいただいて前に進めていかなければ一向に復興はなし得ないというふう
に思うのですけれども、特に帰還困難区域、これから様々な課題を抱えておりますので、できるところ
からまずやっていくということが大事かなというふうには思っておりますけれども、国の力、県の
力も当然お借りはしているとは思っておりますけれども、どうかひとつ、これから役場も双葉に戻るとい
うことで、なお一層のやっぱり各課それぞれ連携しながら横断的に対応しながら、滞っている事業を
遂行していくというようなことが重要かというふうに思うのですけれども、町長のお考え、もしあり
ましたらお願いします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 岩本議員の質問にお答えいたします。

本来、予算に計上させていただいたら、次年度に繰り越すということは、あってはならないことだ
というふうに考えております。そういったいろいろな事情によっては、どうしても繰越しとかそうい
うふうなことも出てくる事象も出てきておりますが、今ご指摘あったようなマンパワーの不足という
ふうな指摘もありました。そういったものも当然今まで大変な状況、通常業務、災害業務で職員は非
常に大変な業務量を抱えておる中で、事業執行ということでやっております。今後そういうふうなこ
とのないように横断的に、課の連携も含めて国、県のいろいろな支援をいただきながら総合的にしっ
かりと対応していくように取り組んでいきたいと思っております。

◎発言の訂正

○議長（伊藤哲雄君） 第6款「農林水産業費」を私「農業水産業費」と発言しましたので、「農林
水産業費」と訂正します。

○議長（伊藤哲雄君） 82ページになります。第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 85ページになります。第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 90ページになります。第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 93ページになります。第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 106ページになります。第11款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第12款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第13款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 第14款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

(「全体」と言う人あり)

○議長（伊藤哲雄君） 全体。

5番、菅野博紀君

○5番（菅野博紀君） 同僚議員が今質問したこととあまり変わらないのですが、各課マンパワー、町長、分かるのですけれども、今の職員で足りていない。もうマンパワーを超えている部分はいろんな課であると思うのですけれども、やっぱり予算を見ると、ここもう災害からすごい予算になっていて、通常100億円を超えるということはほとんどなかったのですよね。多くても80億円くらいの双葉町は予算で、災害直前ぐらいは40億円、50億円ぐらいの仕事量だったと思うのです。その時と職場環境、あと人数というのはさほど、職場環境はもうかなり悪くなってきていると思うのです。前みたいにすぐ資料を取ってくれる倉庫とかそういうのもないし、前のことを調べるのもなかなか大変な状況。

あと、職員数もそれによって増えたのかというときほど、この仕事の量に対して職員の負担がかなり大きいように私は思うのです。もし、これはご提案というか質問というか、質問もあるのですけれども、一つ質問としては、取りあえず人員確保を今後少しでも、県でも国でもいいのです。手伝いに来てくれる人がもうちょっといるのがいいのかなというのと、例えば人員を県、国が補助してくれても、1年とかそのくらいで戻っていく方も多い、早い方で数か月というのは、慣れてきて戻るというと、またその足りない中で慣れてもらうために教えながらという悪い連鎖が起きているように見えるのです。それも含めて5年単位とかそういう来てくれる人に対してはやっていただきたいのと、あとやっていただけるかどうか。取りあえず今の双葉町の職員の方々のちょっと仕事というか、そういう重荷な部分を取り払うような人事とかそういうのも努力していただけるかどうか一つお伺いいたします。

また、あとこれは要望なのですけれども、確かに復興は急がなくてはならないものだと私は思っています。国に合わせてやるべきものでもないとも思っています。2020年代で復興再生期間も終わってしまいますよね。だから、それに合わせるのではなくて、国との町長、これ交渉で、うちの町としての力的にそこまでやっていけないのであれば、それはやっぱり延ばしてもらったり、国からもらう補助金も先にもらって、例えば基金に積んで、その後できるようなことも考えていただきたいと思うのですけれども、そこら辺もお答えください。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

マンパワー不足というのは、もうずっと言われてきた状況であります。そういったことで、職員の定数条例も変えさせていただいて、完璧に充足しているというわけではありませんけれども、多少変化もあると。あと、国、県、いろいろな自治体から派遣して支援をしていただいている職員、そういった方たちも、今ご指摘あったように1年とかそのぐらいで戻ってしまうと。ただ、今、町として取り組んでいるのは、国に関してですけれども、引継ぎがどうしてもうまくいかないとか何か月かどうしても仕事の進捗というのは影響が出てくると。そういったことのないようにダブらせて引継ぎ期間というのを取ってもらっています。そういう部分では、国に関しては大分問題なくスムーズに仕事ができているというふうな状況になっておりますので、今後とも適正な職員の定数といいますか、配置を含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、第2期復興・創生期間5年間ということで、双葉町は他の自治体と比べると避難指示解除も一番最後になっておりますし、住民帰還も最後と。そういった部分で、他の自治体との復興状況が違うということは、常に国のほうに要望に行ったときには話をさせていただいております。ですから、双葉町の特殊事情というのを考えていただいて予算の配置といいますか、そういうものもやっていただかないと、避難指示解除から10年たった自治体もありますし、そういったところと同じような復興の状況にはなり得ないということは申し上げております。そこは十分国も理解しているというふうな話をいただいておりますので、今ご指摘あった双葉の復興に合わせた予算の配分といいますか取組というのは、当然やっていただけるものというふうに感じております。

○議長（伊藤哲雄君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご答弁ありがとうございます。普通にあせったというか、もうやらなくてはならない、やらなくてはならないという、疲れがたまって効率が悪くなる。その町の復興もそうなのですけれども、早くやろう、早くやろうとやってやらなくていいところとか、そういうところに手をつけるようになってしまうと思うのです。だから、今本当に住民帰還のことで今年目標というものがある程度各課で立ててもらって、そういう年単位の各課のスケジュールみたいなものをつくって無理なような、さっき言ったみたいに基金に積んで数年後にやるよ、予算取ってもらったらというような方式であれば、それも可能だと思います。もっといい考えがやっぱり職員の皆さんのほうが思いつくなり、そういうところも改革していかないと本当の復興はできるのかなと。復興終わったよと国は言っているけれども、実際には終わっていなかったよというような形にするのではなくて、本当によかったねという復興をするにはあまりあせり過ぎも駄目だと思うし、やっぱり職員も残業とかそういう課がもう目に見えて分かってきているので、そこはやっぱり冷静な判断でできるような体制を町長、今後ご期待しますので、お願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘あったことを十分自覚をして取り組んでいきたいと思えます。双葉町の今職員、プロパーも含めて業務、どうしても残業が多いというのは監査からも常に指摘を受けておりまして、それを少しでも改革しようと事務分掌の平準化ということで取り組んでおりますが、なかなかそれも現状、結果としてそういうふうな改善の兆しが見られないというのは、ちょっと私自身もどうしたらいいかというのは考えておりますし、そういう部分をもっともっと適正な事務分掌の平準化ということを取り組んでまいりたいと思えます。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第20号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第19、議案第21号 令和4年度双葉町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3ページになります。第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（伊藤哲雄君） 第5款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。
8ページになります。第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 10ページになります。第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 13ページになります。第3款国民健康保険事業費納付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第4款財政安定化基金拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第5款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第6款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第7款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 第8款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第21号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第20、議案第22号 令和4年度双葉町公有林整備事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3ページです。3ページになります。第1款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第22号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第21、議案第23号 令和4年度双葉町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3ページです。第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第23号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第22、議案第24号 令和4年度双葉町介護保険特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3ページになります。第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第4款支払基金交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第5款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第6款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第7款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第8款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第9款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第10款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 第2款保険給付費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 14ページになります。第3款財政安定化基金拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 17ページになります。第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第24号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第23、議案第25号 令和4年度双葉町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、予算説明書で款ごとに歳入から行います。

3ページになります。第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第3款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第4款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号の質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第24、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

てを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。諮問第1号について適任とすることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第25、議案第26号 双葉町副町長の選任についてを議題とします。

総務課長、平岩邦弘君。

○総務課長(平岩邦弘君) 本議案につきましては人事案件であり、当該者として退席をいたしたく、議長の許可をお願いします。

○議長(伊藤哲雄君) ただいま総務課長、平岩邦弘君から中座の申出がありましたので、退席を認めたいと思います。

(総務課長 平岩邦弘君退席)

○議長(伊藤哲雄君) 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第26号 双葉町副町長の選任についてであります。本町2人目の副町長を選任するに当たり、ご提案申し上げるものであります。

選任をお願いする平岩邦弘氏は、昭和59年10月に双葉町役場に入庁し、税務課に配属となり、その後総務課、企画課勤務を経て、震災後は秘書広報課長、復興推進課長を務め、現在は総務課長として総務管理業務全般を担当しております。

平岩氏は、入庁以来、町の枢要な部署を歴任しており、事業の運営管理、財務管理、そのほか地方

行政運営に関し、豊富な経験と優れた見識を有しております。また、強固の意思、優れた洞察力に加え、長年の経験により培われた調整力を有するなど、本町の副町長としての資質は十分備えられており、町の復興再生に向けての課題を克服し、さらには町発展のため町民の皆さんの期待に応えて活躍していただける人材と判断しております。よって、平岩邦弘氏を本町の副町長に選任することについて、議会の同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ任期はいつからになりますか。今日決まってしまったのでは、任期を明らかにしないと総務課長の席が半月ほど空いてしまうようになってしまうので、任期の説明もよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） ただいま菅野議員から質問いただきましたことについてお答えさせていただきますと思います。

任期につきましては、今議会で承認をいただいた後、任期の開始というのは令和4年4月1日からとなっております。

○議長（伊藤哲雄君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号 双葉町副町長の選任についてを原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、議案第26号は原案のとおり同意することに決定しました。

平岩邦弘君の入場を願います。

（総務課長 平岩邦弘君入場）

○議長（伊藤哲雄君） 暫時休議します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時44分

○議長（伊藤哲雄君） 会議に戻します。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第26、議案第27号 双葉町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

教育長、館下明夫君。

○教育長（館下明夫君） 議案第27号につきましては人事案件でありまして、当該者として退席をいたしたく、議長の許可をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいま教育長、館下明夫君から中座の申出がありましたので、退席を認めたいと思います。

（教育長 館下明夫君退席）

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 議案第27号 双葉町教育委員会教育長の任命についてであります。双葉町教育委員会教育長の館下明夫氏が令和4年3月31日をもって任期が満了となります。このため、館下明夫氏を引き続きご提案をし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものです。

館下明夫氏は、県内の各中学校教諭、教頭、校長を歴任され、平成29年4月から本町教育長となり、現在2期目となっております。教育に関する専門的事項についての豊富な教養を有し、教育行政に情熱を傾けられています。本町教育長に就任以来、双葉町の将来を担う子供たちのため、学校の教育環境の整備や社会教育の推進に取り組まれており、強い指導力と迅速な行動力など教育長として適任と考えております。よって、館下明夫氏を本町の教育長として任命することについて議会の同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

なお、任期につきましては、令和4年4月1日から3年間です。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第27号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、議案第27号は同意することに決定しました。

館下明夫君の入場を願います。

(教育長 館下明夫君入場)

○議長(伊藤哲雄君) 暫時休議します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時52分

○議長(伊藤哲雄君) 会議に戻します。

◎請願第1号の審査報告、質疑、討論、採決

○議長(伊藤哲雄君) 日程第27、請願の審査報告を行います。

付託した請願について、所管の委員長から報告願います。

請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出請願書について報告願います。

総務教育常任委員長、石田翼君。

(4番 石田 翼君登壇)

○4番(石田 翼君) 石田翼より総務教育常任委員会の報告をいたします。

本定例会初日、当委員会に付託された福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の請願について、3月10日委員会を開催し、審議を行いましたので、その報告をいたします。

請願趣旨にあるように、変異株オミクロン株による流行の第6波は、部品、資材不足による休業、生産調整などを余儀なくされるなど、県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数です。

一方で、人手不足が深刻化し、さらに非正規労働者は雇用全体の約4割を占めており、勤労意欲、喚起による生産性向上とコロナ感染の影響を見据えたセーフティーネットの強化策及び人口流出抑制策が求められます。

一般労働者の賃金引上げ適用を踏まえ、最低賃金の改定、諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めるべきとの委員の一致した意見でありました。

以上のことから、請願の願意は妥当と認められるため、皆様のお手元に配付しました請願審査報告書のとおり、委員会として採択すべきものとしたので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。請願第1号について委員長報告のとおり採択と決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第28、発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

4番、石田翼君。

（4番 石田 翼君登壇）

○4番（石田 翼君） 発議第1号 双葉町議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による地方公共団体についても行政手続における押印義務の開始に取り組むこととなり、議会においても同様に会議記録作成に伴う押印廃止の見直しとして押印を廃止するために改正するものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（伊藤哲雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第1号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（伊藤哲雄君） 起立全員です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（伊藤哲雄君） 日程第29、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書案を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、4番、石田翼君。

（4番 石田 翼君登壇）

○4番（石田 翼君） 本日の本会議において請願が採択されましたので、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書についての提案理由を申し上げます。

先ほども報告したとおり、人手不足の深刻化や非正規労働が雇用の4割となつて、勤労意欲喚起による生産性向上とコロナ感染の影響を見据えたセーフティーネットの強化策などが必要であり、最低賃金の引上げは労働力の確保からも重要であります。一般勤労者の賃金引上げ時期を踏まえ、最低賃金改定諮問時期を可能な限り早め、早期発効に努めることを強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでありますが、意見書については、皆様に配付した案のとおりですので、朗読は省かせていただきます。

なお、意見書の提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長であります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（伊藤哲雄君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第2号について採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。発議第2号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(伊藤哲雄君) 起立全員です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されましたので、関係機関へ意見書を提出します。

◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第30、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

産業厚生常任委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(伊藤哲雄君) 日程第31、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付したとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(伊藤哲雄君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（伊藤哲雄君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和4年第1回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前11時06分）

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 伊 藤 哲 雄

署名議員 高 萩 文 孝

署名議員 山 根 辰 洋